

## 平成15年第3回防府市議会定例会会議録（その4）

平成15年3月10日（月曜日）

### 議事日程

平成15年3月10日（月曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
  - 2 会議録署名議員の指名
  - 3 一般質問
- 

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

---

### 出席議員（28名）

1番	横見進君	2番	山下和明君
3番	河杉憲二君	4番	行重延昭君
5番	山本久江君	6番	藤本和久君
7番	斉藤旭君	8番	横田和雄君
9番	岡村和生君	10番	弘中正俊君
11番	安藤二郎君	12番	山田如仙君
13番	田中敏靖君	15番	馬野昭彦君
16番	木村一彦君	17番	熊谷儀之君
18番	佐鹿博敏君	20番	松村学君
21番	大村崇治君	22番	広石聖君
23番	久保玄爾君	24番	今津誠一君
25番	河村龍夫君	26番	藤井正二君
27番	青木岩夫君	28番	深田慎治君
29番	平田豊民君	30番	中司実君

---

### 欠席議員（1名）

14番 藤野文彦君

---

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	助役	土井章君
収入役	林甫君	財務部長	湯浅克彦君
総務部長	中村武則君	総務課長	渡辺知明君
生活環境部長	戸幡昭彦君	産業振興部長	阿部實君
土木建築部長	林勇夫君	都市整備部長	清水義久君
健康福祉部長	村田辰美君	教育長	岡田利雄君
教育次長	山下州夫君	水道事業管理者	吉田敏明君
水道局参事	井上孝一君	消防長	山根徹雄君
監査委員	大木孝好君		

---

事務局職員出席者

議会事務局長 山下正君 議会事務局次長 中村武文君

---

午前10時 0分 開議

議長（中司 実君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
欠席の届け出のありました議員は、藤野議員でございます。

---

会議録署名議員の指名

議長（中司 実君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。  
22番、広石議員、23番、久保議員、御両名にお願いいたします。

---

一般質問

議長（中司 実君） 議事日程につきましては、お手元に配付しておりますとおり、  
一般質問でございます。通告の順序に従い、進行したいと思いますので、よろしくお願  
いいたします。

なお、質問回数については、会議規則第62条の準用規定に基づき、第54条ただし書  
きを適用し、制限しないことといたしますので、御了承願います。

これより、質問に入ります。最初は6番、藤本議員。

〔6番 藤本 和久君 登壇〕

6番（藤本 和久君） おはようございます。民友会の藤本です。通告に従いまして、  
2件質問します。

最初に市町村合併について質問します。

さきの臨時議会で2市3町の法定合併協議会が、また今議会で阿知須町を加えた2市4町の法定合併協議会の設置が賛成多数で可決されました。私も賛成した1人ですが、もろ手を挙げて賛成しているわけではありません。可能なら、防府市が存続してほしいと願っていますが、国が滅びるような非常事態では、日本再生の1つの手段として、市町村合併もやむを得ないと判断し、法定合併協議会設置に賛成しました。

我が国は地方を含めた借金を約700兆円抱えています。このような借金大国にした原因は、市町村の失政、都道府県の失政もあると思いますが、大半は国の失政であります。その失政の責任を市町村のみに押しつける国のやり方に憤りを覚えるのは市町村民共通であろうと推察します。

「日本再生のためにこのくらいの財政支援しかできませんが、合併して経費を削減していただけないでしょうか。もちろん国も相応の経費削減を約束します」となぜ言えないのでしょうか。例えば「現在の国会は衆議院と参議院の二院制をとっていますが、二院制を一院制にして、722名の国会議員を半減します」と、このくらいの発言が欲しい。このままだと国が滅びると本気で思っているのであれば、大胆な発想と決断が必要ではないでしょうか。にもかかわらず、平成17年3月末と期限を切って、財政支援というあめをぶらさげて、あたかも合併しなければ損をしますよと言わんばかり。冗談じゃないと声高く叫びたい。一地方議員が言ってもせんないことですが、言いたくもなります。

前置きが長くなりましたが、本題に入ります。2市4町の合併が成立するまでには、越えなければならないハードルがたくさんありますが、一番高いハードルは、何と云っても市町議会の議決だと思います。議員が自信をもって決断するには、少なくとも次の3点は明確でなければなりません。

1点目、住民合意がどの程度とれているかは重要なファクターになります。合併特例法の第1条には「市町村行政の広域化の要請に対処し、自主的な市町村の合併を推進し、あわせて合併市町村の建設に資することを目的にする」とあります。今回の市町村合併は本音は国主導で推進したいのですが、法律上は自主的となっていますので、住民の合意なくして合併はあり得ません。そのために、市は住民説明会を精力的に実施し、また市広報やホームページで情報提供されてきました。そして先日、合併に関する市民アンケート調査を実施されました。

結果は、合併賛成の意見が多く、住民合意はとれているようですが、あくまでも現時点での住民合意だと思います。その理由は、市が実施した住民説明会や市民に提供している情報は、メリットは抽象的な表現だし、デメリットもほとんど示しておらず、十分ではあ

りません。これでは、合併の是非を自信を持って判断できる人は少ないのではないのでしょうか。市民が合併の是非を自信を持って判断するには、今後開催される法定合併協議会での決議事項を熟知する必要があります。そのためには、市は市民に十分な情報提供する必要があります。そして、その上で住民合意を把握する必要があると思います。その手段には、住民投票や住民アンケート等がありますが、半世紀に一度あるかないかの一大事。お金はかかっても、住民投票を行うべきだと強く思います。

市長は平成15年度施政方針の中で、合併に関して、「法定合併協議会において将来のまちづくり等について真剣に議論するとともに、その情報提供に努め、市民の皆様の御理解と御協力のもとに、合併への合意形成に向けて、全力を傾注してまいりたいと考えております」と言っておられます。どのような手段で情報提供されるのか、また、どのような手段で住民合意を把握するのか聞かせていただきたいと思います。

2点目。防府市は市民が12万人、歴史や文化に恵まれ、きれいな海、山、川を有し、商工業も盛ん、都市機能も有し、人情も厚く、大変暮らしやすいまちです。市町村合併しても10万人に満たない市ができ、そこが成り立つのに、なぜ、防府市だけでは生き残れないのか、素朴な疑問を持っています。防府市だけではなぜ生き残れないのか。その理由を聞かせてください。

3点目。議員が市町村合併の是非を判断する基準は、新市の名称、新庁舎の位置等々がありますが、一番大事なものは、財政基盤がどうなるのかだと思います。この肝心の財政基盤が決まっていなくて、どうして将来のまちづくりの協議ができるのか、不思議に思います。

山口県が発行している中核都市合併ハンドブックによりますと、合併市町村の財政計画は、合併後おおむね5から10年度間程度の期間について定めることが適当と示しています。既に法定合併協議会で作成作業に入っていると思いますが、いつ、提示できるのか聞かせてください。それと、この財政計画は地方交付税の合併算定替えが切れる15年後までを計画すべきだと思いますが、その予定はあるのか聞かせてください。

最後に新年度予算について、2点質問します。

1点目、平成14年9月議会で地球温暖化対策について質問しました。我が国は平成14年6月4日に京都議定書を批准し、重い約束を背負いました。温室効果ガスを90年比で6%減という極めて困難な目標です。この目標は並大抵の努力では達成できるものではありません。9月議会で「環境審議会からの意見を聞いて、防府市環境基本計画を策定する」との御答弁をいただきました。まだ完成していないと思いますが、実務は進んでいると思います。新年度の業務計画に地球温暖化対策がどのように組み込まれたのか、新規

アイテムのみで結構ですので、聞かせてください。

2点目、平成14年3月議会でワークシェアリングについて質問しました。市長から「職務改善でワークシェアリングのために財源がどの程度捻出できるか、また就労可能な職種がどの程度あるのかを検討してまいりたい」と前向きな御答弁をいただきました。あれから1年がたちましたが、新年度予算にどのように組み込まれたのでしょうか。お伺いしたいと思います。

以上で、壇上からの質問を終わります。

議長（中司 実君） 6番、藤本議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 合併に対する基本的なお考えに、私も同感でありまして、市はもとよりですが、国、県ともにこの問題により一層力を入れて取り組まねばならないと考えておりますことを冒頭申し添えまして、市町村合併についての御質問にお答えいたします。

まず法定合併協議会での協議内容や決定事項についての情報提供についての御質問ですが、法定合併協議会は原則公開とされ、傍聴が可能となっておりますし、当然会議録、会議資料等についても公開されます。また、協議の内容につきましては、協議会だよりで随時お知らせするとともに、ホームページ等でも幅広く情報提供していくこととなります。

具体的には、市広報で5回ないし6回、協議会だよりも6回程度予定しておりまして、このほか特集号を発行するなど、きめ細かな対応を行ってまいりたいと考えております。

さらに、現在も行っております出前講座や時宜を得た住民説明会の実施等、引き続きあらゆる機会を通じて、情報の提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、住民の合意形成につきましては、これまで広報紙や市ホームページへの情報掲載、市政懇談会の開催、出前講座など、いろんな機会をとらまえて、住民の合意形成に努めてまいりました。

さらにことし1月には市民アンケートを実施し、中核都市形成の必要性や合併問題についてお尋ねいたしましたが、この中である程度以上の御理解をいただくなど、日増しに市民の皆様の合併に対する関心が高まってきていると感じております。

しかしながら、合併の検討は地域のあり方にかかわる問題であり、地域の将来や住民生活に大きな影響を及ぼすことになるわけですので、今後法定合併協議会での協議がある程度進んだ段階で、住民説明会やアンケートを実施するなど、住民への情報提供や意向把握のためのあらゆる努力をしてまいり所存でございます。

次に、合併によって防府市の財政基盤はどう変わるのかという御質問ですが、2市4町

が合併をいたしますと、財政規模が大きくなり、当然規模の経済が働き、間接的経費が節減され、このことは財政の合理化、効率化につながるものと考えます。

また、生活圈域や経済圏域を共有する市、町が合併により一体化すれば、地域全体の経済圏を支える行政体制が確立することにより、地域経済を発展させ、ひいては財政基盤の強固を促すことにもなると思います。

なお、防府市だけでは生き残れないのかということにつきましては、本格的な地方分権の時代が到来した今日、まさに地域間競争の時代であります。この地域間競争に勝ち抜く努力をしていくことが防府市の繁栄につながっていくものと考えております。

この手段として、私は内にあるには行政改革の断行、外にあるには広域合併の検討を掲げており、合併が究極の行政改革であるとの立場から、ぜひとも県央部に30万人程度の中核都市をつくり、この地域が一体となって、教育や文化、医療、情報などの多様な高次都市機能の集積を図ることが県央地域の、さらには山口県の繁栄につながると認識しております。

10万人都市ではできないこと、また30万人都市だからできること等、当然あるわけでございますので、この県央地域に中核都市を形成し、都市形態の効率性を生かした足腰の強い自治体をつくっていくことが、今私たちに課せられた使命ではないかと考えております。

今後、法定合併協議会では、新市のまちづくりに関する新市建設計画を2市4町で協議の上、作成することになりますが、これには当然国や県の特例措置や財政支援をもとに、収支の裏づけとなる財政計画というものも作成することになります。

したがって、この新市建設計画の中で、2市4町の将来ビジョンについて、住民の皆様にお示しすることで、合併を検討するための判断材料としていただくことになろうかと存じますので、御理解を賜りたいと存じます。

残りの御質問につきましては、担当部長より答弁いたさせます。

議長（中司 実君） 6番。

6番（藤本 和久君） まず住民合意をどういう形でとるかということですが、今の市長の御答弁では、今後ある程度進んだ段階でアンケートを実施も考えているということでしたけれども、住民投票については考えていないかどうか、お答えをお願いします。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 私は答弁でも申し上げましたが、住民への情報提供、あるいは意向把握のためのあらゆる努力をしてまいりたい、そのように考えております。

議長（中司 実君） 6番。

6番（藤本 和久君） 住民投票もあり得るというふうに判断をしたいと思います。

それから、2点目に、防府市だけではなぜ生き残れないかということを行ったんですけども、具体的な数字が出てこなかったの、私には理解できないんですけども、防府市の財政を5年ないし10年見たときに、赤字団体になっていくのかどうか、こういったものを財政面で見ることにはできないのでしょうか。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 数字的なことにつきましては、担当部長から答弁する必要がある、いたさせたいと思いますけれども、私は基本的に、防府市が光り輝いてい続けていかねばならない、そのように考えている1人でございます。

しかし、現下の状況は、都市間競争という時代は既に終わりをまして、地域間の競争に突入していつている。そういう地域間の競争というものを当然意識して、将来に責任の持てる行政運営を心がけていくことは当たり前のことではないか。そういう思いの中で、合併の問題に対して、積極的に意見も述べ、また市民の皆様方へも説明もしてきたところでございます。

すなわち、防府市だけが単独で生き残っていけるにこしたことはないんですけども、現下のいろいろな状況、あるいは防府市民の皆様方が持つておられる多様なニーズ等々に十分おこたえをしていくには、やはり近隣の市町が力を合わせて、より強固な、あるいはより財政基盤のある自治体に生まれ変わっていく必要が求められている。そういう状況下の中で、合併というものを積極的に、前向きにとらまえていく必要があるというふうに私は考えていることを申し上げておきたいと思います。

議長（中司 実君） 6番。

6番（藤本 和久君） 議員が自信を持って、合併に賛成をしますというからには、数字も、きょうはいいですけども、ぜひ示していただきたいというふうに思います。

それから、3点目の財政計画ですが、いつ我々に提示してもらえるのか、時期的なものをお伺いしたいと思います。

議長（中司 実君） 財務部長。

財務部長（湯浅 克彦君） 法定合併協議会が進んでいく中で、数字的なものがそれぞれ出てきた中で、中長期計画の中で考えていくことになろうかと思っております。

以上でございます。

議長（中司 実君） 6番。

6番（藤本 和久君） 財政計画がなくて、行政サービスをどの程度にするのか。それから住民の負担をどの程度にするか、私は決まらないと思うんですけども、合併協議会

の中でいつごろできるかというのは、非常に重要なポイントになると思うんですね。

それから、もう1点、合併算定替えが切れる15年後、この前の本会議ではなかなか難しいということでしたけれども、これがなかったら、15年後にどうなるかわからないでは、議員として合併賛成、反対の意思が示せないと思うんですけれども、そこらをお願いします。

議長（中司 実君） 財務部長。

財務部長（湯浅 克彦君） 市町村が合併すれば、合併に伴いまして、市町村の財政規模は拡大いたしますので、その拡大のあり方、あるいは合併協議会の中で、その進みぐあい、進捗状況によりまして、それぞれその都度計画を立てていくことになるかと思っております。

以上でございます。

議長（中司 実君） 以上で、市町村合併についてを終わります。

次に、新年度予算についてを御答弁をお願いします。生活環境部長。

生活環境部長（戸幡 昭彦君） では、初めに生活環境部の方から地球温暖化防止対策についてお答えをいたします。

環境基本法に掲げられました「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等」の基本理念に基づきまして、温室効果ガス削減対策を含めました本市の環境の保全に関します基本的事項を調査・審議する機関として、新たに環境基本法第44条の規定に基づきます環境審議会の設置におきまして、防府市環境審議会条例をこの3月議会に提案をいたしているところでございます。

この条例に基づきまして、一般の公募委員を含めた委員で構成されます審議会の御提言をいただきまして、国の環境基本計画に準じました（仮称）防府市環境基本計画を策定いたしまして、その中で市行政、事業者並びに市民の皆さん等の役割分担を明らかにいたしますとともに、環境にやさしい地域づくりに向けまして、地球温暖化対策等の施策を推進してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（中司 実君） 産業振興部長。

産業振興部長（阿部 實君） 地球温暖化防止対策の1つとしての森林整備についてお答えいたします。

森林は人間の生活に欠くことのできないさまざまな公益的機能を果たしておりますが、地球温暖化対策の面からも森林整備が今後の課題となっております。

昨年9月議会で佐波川上流の徳地町と共同の林業政策の推進について御質問があり、

市は関係機関と協議を進めてまいりました。

その結果、新年度の新規事業として、佐波側流域連携森林整備事業の予算681万4,000円を計上させていただいております。この事業は流域の自治体が協力して、佐波川の清流を保全することを基本理念に、上流の徳地町において、森林整備のための2つの事業を行うものでございます。

第1の事業は、防府市が国・県補助事業を導入し、防府市水道局及び徳地町との連携により、大原湖上流の山林にケヤキ、クヌギなどの広葉樹を植樹するという事業でございます。

第2の事業は、市民ボランティアによる森林整備を、山口県や徳地町の協力を得ながら、市が支援する事業でございます。具体案といたしましては、大原湖付近の町有林へのボランティアによる広葉樹の植樹を考えております。

これらは、森林整備に関して佐波川流域が一体となって取り組む初めての事業でございますが、今後も山口県や徳地町との協議を続け、市民の皆様の御意見を伺いながら、事業内容の充実を図ってまいりたいと考えております。

市といたしましては、地球温暖化対策に重要な役割を果たす森林の整備を今後も持続的に実施できるように努めてまいり所存でございます。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（中村 武則君） ワークシェアリングについての御質問にお答えをいたします。

昨年の3月議会におきまして、藤本議員の御質問に対しまして、ワークシェアリングのために財源がどの程度捻出できるのか、また就労可能な職種はどの程度あるのかを検討してみたいというふうにお答えをさせていただいております。

現在、本市におきましては、重要課題の1つといたしまして、行政改革に鋭意取り組んでおりますが、新年度予算案の中で行政改革に関連するものといたしまして、例えば電算統計課の電算業務におきまして、職員1名を民間のシステムエンジニア1名にすること。4月から供用開始をいたします新火葬場の業務を民間に委託すること。学校用務員の委託化の推進や学校給食調理員の退職者を不補充といたしまして、臨時職員で対応すること。また緊急雇用対策といたしまして、街なか循環バス運行事業、TMO関連事業、漁港環境美化整備事業、市有林伐開作業、スクールサポート事業などを盛り込んだ予算案を提示させていただいているところでございまして、これらはいずれも議員御指摘のワークシェアリングであるというふうに認識いたしております。

今後とも行政改革の積極的な推進や、業務の改善に取り組む一方、新たな雇用機会の創

出のためのワークシェアリングが可能な分野の拡大に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中司 実君） 6番。

6番（藤本 和久君） まず地球温暖化対策についてですけれども、早急なる産業振興部長の対応、ありがとうございます。それから、環境審議会ですけれども、今から提案されて、提出後に動くんだろーと思いますけれども、2008年から2010年にかけて温室効果ガスを90年度比6%減を達成していくわけですから、90年度比ですから、現在にすると、もう既に10%を越えている削減率になると思います。

この環境審議会の持つ意味は非常に大きいところがありますので、そこらをきっちりフォローしていただきたいということを要望しておきます。

それから、2点目のワークシェアリングですが、私の考えと若干違うんですが、行政改革をして、いろんな経費を削減する。これとワークシェアリングはちょっと違う。行政改革をして、業務効率を上げて、職員を減らすと言うたらおかしいですけれども、実質的に減るわけですが、それを職員減じゃなしに、それで新たな雇用を生んでほしいということですね。今の話を聞くと、余りワークシェアリングについて積極的な動きは、どうも庁内では論議されていないんじゃないかというふうに思います。

市長からこのワークシェアリングの指示を受けて、各部長さん方がどのような動きをされたのか、聞いてみたいと思うんですけれども、余り時間がありませんので、産業振興部長にお伺いします。雇用問題で一番詳しい部ですけれども、このワークシェアリングについて、どのようなお考えをお持ちなのか、まず聞かせてください。

議長（中司 実君） 産業振興部長。

産業振興部長（阿部 實君） 今、議員御指摘のとおり、こういう雇用情勢が非常に厳しい中で、何らかの形で雇用の創出の場というのは設けていかなければいけませんので、私の部署としては、緊急雇用制度で3年間にわたりまして、約1億4,000万円か1億7,000万円だったですか、そういう事業で、いろいろな、総務部長が答えましたように、そういう事業を推進しております。

また、役所の中でということになりますと、いろいろな事業の見直しなどをやりまして、不要なところは切りまして、また新たな課題が生じておりますので、そういうところにはやはり何らかの形で対応していく必要がありますので、そういうところにはやはりそれなりの人材もつけていかなければいけないんじゃないかというふうに思っております。

議長（中司 実君） 6番。

6番（藤本 和久君） ちょっと具体的な話をしたいんですけども、産業振興部の中で、市長が言われました就労可能な職種がどういうものがあるか、お答え願いたいと思います。

議長（中司 実君） 産業振興部長。

産業振興部長（阿部 實君） 役所の中だけでなく、例えば今回まちづくり活動拠点施設、要するに山口銀行跡地の関係でございますが、そこにも1つは雇用という関係から緊急雇用のような事業を導入いたしまして、そういうものも図っておりますし、今からこういう財政状況でございますから、新たな事業の発生というのは多くは見込まれないと思いますけれども、そうした中でワークシェアリングができるようなものについては、検討していかなければいけないというふうに思っております。

議長（中司 実君） 6番。

6番（藤本 和久君） 民間委託とワークシェアリングとは基本的に違うものですね。職員の残業時間とか、こういったものを削減して、そこに新たな雇用を生む、これがワークシェアリングなんですよ。産業振興部で一例を挙げますと、私、昨年3月議会でも言ったんですけども、例えば地籍調査がありますね。これは事務吏員が草刈りをやったり、いろいろやっておるわけですね。これもそこに新たな臨時職員を採用して、草刈りとかという作業もできるんですね。これは就労可能な職種だろうと思います。

事務吏員が草刈りをやって、年間1.78%の地籍調査の向上にしかならんわけですよ。そこらを人手をかけてでもやれば、もっと早く地籍調査が、今の計画で言えば30年かかるわけですけども、25年になるか、20年に縮小できると思うんですよ。これは緊急雇用という立場で、民間委託とはちょっと違うものですよ。ぜひ、やっていただきたいと、強く要望しておきます。

以上で終わります。

議長（中司 実君） 以上で、6番議員の質問を終わります。

---

議長（中司 実君） 次は、11番、安藤議員。

〔11番 安藤 二郎君 登壇〕

11番（安藤 二郎君） おはようございます。政友会の安藤でございます。よろしくお願いたします。

「男子3日も会わずれば刮目して待つべし」と申します。男子たるものは3日も会わないでおりますと、彼がどのように変貌したか、会うのが楽しみだというふうな意味でございますが、議会は3日ではなくて3カ月ごとに開かれます。執行部の変貌ぶりが楽しみで

ございます。誠意あるお答えをよろしくお願いいたします。

さて、最初はまちづくりについてですが、北海道の話をもつほどさせていただきます。

北海道で一番大きいまち札幌です。では、2番目のまちは果たしてどこかわかりでしょうか。函館28万、小樽15万、釧路19万、帯広17万、旭川36万、すなわち2番目の都市は旭川なんです。では、旭川がなぜ2番になったのかということが問題です。

実は、旭川は特別なまちづくりをやった体験をしております。それは、駅前の大きな本通り、これは国道です。国道を公園にしまったというまちづくりがあります。これは時の青年会議所の人たちの手によって行われました。

さてもう一つは、札幌の話です。北海道でどうして高知県のよさこい踊りなのでしょう。これはもう10年も前になりますけれども、長谷川君という北大の一学生のことです。自分の郷里高知県で、がんで倒れた母親が病院の窓からよさこいを見ながら申します。「この躍りでどんなに元気づけられたかね」、この一言で彼は発奮します。

北海道の若者たちは元気がない。何とか若者たちを元気づけたい。これにはこれしかないということで立ち上がります。そして、いまや北海道はおろか全国にこの踊りが波及し、町おこし、村おこしへ一役買いました。この人こそYOSAKOIソーラン踊りの仕掛け人でございます。北海道では最もさわやかな6月に行われるこの祭典は、経済効果は雪まつりと同じ約200億円と申しますから、驚きでございます。私は一昨年29歳の彼の話の聞きました。現在、まだ31歳という若さでございます。

さて、この2つのことに共通していることに2つほどあります。1つは何か。だれもやらないことをやったということが1点。もう一つは、信念を持って、必死になって、何が何でもやり抜く人はいると、この2つのことでございます。まちづくりはまねごとではできません。まちづくりはまた片手間でもできません。

翻って、では防府市のまちづくりはどうなのでしょう。いつも言われることはほかのまちでもやっているかという質問が常に飛び交います。そして、いつもほかのまちの調査は結構なことではありますけれども、これまでのように、ほかのまちのようにやろうよということではなくて、ほかのまちではやっていないことをやろう、こういうことに変えていかなければまちづくりは成就いたしません。

私は、もう2年前に提案をいたしました。駅北開発、D、A街区を一緒にして、セントラルパーク構想というのを立派な図面をつけて提案をしました。ところが、何の論拠もなしにほごにされてしまいました。それは何か。ほかのまちではやっていなかったからです。これは何とか変えなくてはなりません。

さて、もう一つのこと、何が何でもやり抜く人がいなくてはならないということです。

さて、皆さん、周りをちょっと見回してください。どこにそんな人がいるんでしょうか。その人こそ松浦市長ではないでしょうか。今回全国でも最も難しいと言われておりました県央合併がここまでたどり着いたのも、まさに松浦市長の当初からの積極姿勢、そして何とか成就するんだという信念以外、何物でもありません。

ところが、ここで1つ、何が何でもやり抜く松浦市長にしてはちょっと元気のないまちづくりについて質問をいたします。

国では地方分権のためにまず地方を活性化するというところで、昨年来自治体に対しまして特区制度を提案してまいりました。また一方では、以前からあるプログラムとは言いながら、地方活性化の題材にうってつけの国民文化祭というプログラムが近づいてまいりました。

さて、このような一連の地方活性化対策プログラムに対して、市長はどのように位置づけをされ、どのように活用されようとしておられるのか、さっぱり見えてまいりません。特区についてですけれども、第二次募集では門戸を広げまして、一般企業からの提案も取り入れるということになっております。各省庁からの抵抗にもめげず、小泉総理は会議の席上、全部やるつもりでやれと資料を机にたたきつけながら申し上げましたと申します。

おかげで、2月5日、たった16項目しかなかった規制緩和項目が20日には43にふえております。また許可率も30%まで上がってまいりました。山形におきましては、戦中派にとってはとても懐かしいどぶろく製造も容認されました。また福岡ではロボットに出会えるまちというふうな提案もされております。ところが防府市におきましては、一向に民間企業からの声は何も聞こえてまいりません。

また、文化振興につきましては、市長さんは施政方針演説の中で「心豊かな人づくりと誇れるふるさと防府の文化創造を目指し、魅力ある市民文化活動の推進をしてまいります」と述べられており、文化活動に対して並々ならぬ意欲を見せておられます。さて、せっかくの機会、防府の文化を全国に発信して、地域の活性化に役立たせる絶好の機会、国民文化祭がやってまいります。この機会をどのように位置づけておられるのか、お尋ねをいたします。宝くじでも競輪でも、買わなきゃ当たらないわけです。手を挙げないことには活性化も改革もありません。いかがお考えか、お尋ねをいたします。

第2点、国民文化祭の細部について、ちょっと質問をいたします。4年後、開催されます国民文化祭については、県では本年1月末、「発見・交流・飛躍を目指す」という基本構想を既に打ち出しました。これについてお尋ねをいたします。

第1点、基本構想がどのようなものであったかをお尋ねをいたします。

第2点、防府市からはどのようなことが提案されて、また、この基本構想に対して、防

府市の提案がどのようにして反映されたのか、これについて御説明をお願いいたします。

第3点、私はこの基本構想ができ上がる前に提案をいたしました。防府から重源のなめらの木の文化、これを発信しようというふうに提案をいたしました。これは既に没にされたのかどうか。没にされたのであれば、どのような審査過程を経て没にされたのか、御説明、お願いいたします。

第4点、今後のこの事業に対する対応について、市民に対するアナウンス、あるいは協力体制、開催事業の決定方法等について御説明をお願いいたします。

第3点、TMOについてでございます。この構想は中小小売商業高度化事業構想という別名があります。中に記述されていることはコンセプトであったり、ストーリーであったりとかかなり高等であるために、多くの方たちはかなり難解なドキュメントであるという評でございました。

さて、それはともかく、今回、市が認定したわけですから、難解なまま置いておくわけにはいきません。そこで何とかわからなきゃならんと思うことと、もう一つは、この構想で本当に防府市のまちは救われるのかという2点から、まず第1点。TMとは一体何か、タウン・マネジメントとは一体何かということを知りやすく説明ください。そして、防府市が認定したTMO構想とは、何を認定したのかわかりやすく説明してください。

第2点、この構想は先ほど申しました中小小売商業高度化事業構想となっております。では、この高度化とはどういうことなのか。まちがどうなったら高度化したことになるのか説明をいただきたい。

第3点、TMというのはまち全体のまちづくりについて、今後はこの機関を窓口としてすべてマネジメントするということになっておりますが、本当にこの窓口だけでまちづくりはいけるのかどうか、その点を第3点。

第4点、構想の中で記載された事業につきましては、大臣認定の後に実施の運びと記載されております。大臣認定ということは、補助金の対象になりますよということですが、そうしますと、この構想は単なる国の補助事業であって、TMOのいわゆるまちづくり法という機関は補助金の単なる受け皿ですか。その辺をお尋ねをいたします。

第4点、まちづくりの活動拠点の利用についてでございます。まちづくり活動拠点として、山銀防府支店の活用が本格化しております。

まず第1点、2月1日以降、その活用状況はどのように推移しておるのでしょうか。また予測された活用状況と現況との隔たりについての御説明をお願いいたします。

第2点、ピアノの設置というのは、ある意味で特色あるものと言えますが、その評価はどんなものなのでしょうか。

第3点、最終的にはこの拠点はにぎわいの創出という宿命を負っているわけですが、その目的は達成できそうな気配にあるかどうかということが第3点。

第4点、私はここでも提案をいたしました。防府市情報センターを設置してくれということを提案いたしましたが、この提案に対して、どの程度審査をされているか、御説明願います。

さて、大きい2項で、新市建設計画について質問をいたします。

これから2年間、合併協議会でいろいろなことが審議されるわけですが、大きく分けて2つに分かれるのではないかと思います。1つは市民に公示しても見えてこない、いわゆる行政サイドでないとわからない、プロの集団として協議しなければならない部分と、市民に公開すれば市民が簡単に理解できる事項、その2点に分けられるのではなからうかというふうに思います。

その中で、まず合併本位という大義を実現するためには、1つは先ほど市長が申し出ておりましたけれども、つまびらかに情報を開示すること、それがまず第1点。第2点は、我々も参加しているという参加意欲を高揚するような対策を講じること、この2点ではないかというふうに思います。

さて、ここでまた私は提案をいたします。これからすぐ問題になりそうで、また住民にとって非常に興味あることですが、新市名、新市庁舎の位置、新市庁舎の姿、この問題があります。これを住民にどのように参加していただくかという方法ですが、今回私は新市名、市庁舎の位置、市庁舎の姿、これについて3つあわせた総合コンペ方式を採用したらどうかという提案をしたいと思います。

これまで、幾つかの市で合併は住民本位の目玉としまして、新市名の公募をしているようですが、よくよく考えてみますと、市名だけの公募というのは非常に無責任な話で、例えばきらら浜に市庁舎がいて、多々良市じゃおかしいでしょう。したがって、この3つのいわゆるそこに位置することの意義、そしてここに生じてくる名前の必然性、さらに機能から生じてくる姿、この3者がそろふことによって、整合性のある提案ができるのではないかと。そういう意味で、このコンペを提案いたします。いかがお考えか、考えをお願いいたします。

私の、例えば、コンペの例を示したいと思います。私はまず市の本部庁舎と支部庁舎というかよくわかりませんが、支部庁舎と分かれまして、機能を分けまして、本部庁舎というのはほとんど市民と触れ合うことはなく、ただひたすらに業務を執行するところだと定義づけます。したがって、年に1度か2度の全市を対象としましたイベントが開催できる機能があったり、あるいは各種会議が開催できるコンファレンスホールがあればよろしい

わけで、イメージとしては現県庁のように、ほとんど市民が行くことのないような建物ではないかというふうにイメージをしております。

第2点、支部庁舎はどうなのか。支部庁舎こそ、これは非常に大事なところでして、多くの市民との触れ合いの場として、機能を充実していかなきゃならない。したがって、いかにわかりやすく、手軽に市情報を得ることができるか、いかに職員と気軽にコミュニケーションすることができるかといった機能を満足するようなインフォメーション、並びにコミュニケーションホールとしての支部庁舎の位置づけをすると。

こう考えていますと、本部庁舎はどこでもいいわけございまして、市民との接触がないわけですから、とにかく仕事のしやすい、職員にとって非常に環境のいいところとしますと、やはりきらら浜なんかはいいんじゃないか。そうすると、職員は海を見ながら、とても快適な環境で仕事ができます。そして、きららホールを使えば、市議会議員が100人おろうが、200人おろうが、ちゃんと議会も開けます。庁舎建設にしても、この広大な地域ですから、どのようにも対応ができるということでございます。

では、支部庁舎はどうするかと申しますと、これは駅北開発公共公益施設に実に5,000平米の公共公益施設があるわけですから、ここに支部庁舎をもっていけばよろしい。足りなければ、5,300平米もある商業商店街の床から1,000平米ほどお借りしまして、6,000平米ほど公共公益施設、支部庁舎として使えばよろしい。

さて、私の案は、要するに本部庁舎をきらら浜に、防府支部庁舎は駅北開発公共公益施設というふうなことになると思いますが、これはとんでもない経費削減になるわけです。皆さん、ちょっと計算してみられたらわかります。それだけで既に庁舎建設基金として積み立てているお金で、駐車場もできます。そのぐらいのお金はもう積み立てております。こんなことで、こういうとっぴな考えも出てくるということですので、皆さんからのコンペを期待したいというふうに思います。

この総合コンペ方式、いかにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

以上をもちまして、壇上からの質問を終わります。

議長（中司 実君） 11番、安藤議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） まず新市建設計画についてお答えいたします。

新市建設計画の中での新市の名称や事務所の位置についてのお尋ねでございますが、御承知のように、法定合併協議会が設置され、合併についての具体的な協議が始まりますと、新市の名称や事務所の位置、または住民サービスや住民負担といった合併協定項目全般についての協議が行われます。この中で御指摘の新市の名称や事務所の位置など、特に重要

で協議に時間を要する事項につきましては、例えば先例市では小委員会を設けて、事前に十分調査・審議していただくなど、住民の皆様には十分納得していただけるような協議方法を検討されるということもなされているところでございます。

安藤議員がおっしゃる新市の名称、新市庁舎の位置や新市庁舎の姿などに関する考え方につきましては、私も共感するものでございますが、今後小委員会を設置し、この中で掘り下げて協議するよう提案してきたところでございます。このことは4月10日に開催予定でございます県央部合併協議会の中での協議事項となっておりますことを申し添えさせていただきます。

また、その際の基本的な姿勢といたしましては、行政の効率化はもとより、地域住民の利便性の向上や地域文化の継承が図れるよう、十分な議論を尽くしてまいりますことはいうまでもないことでございます。

議員が御提案されておりますコンペ方式につきましては、私も初めて耳にさせていただいているようなことでございますので、今後十分頭の中をよく整理してみたいと、そのように考えております。

次に、まちづくりについての御質問の中で、安藤議員から地域の活性化への取り組みについての意気込みを語れということでもございましたので、この席からその意気込みを申し述べさせていただきますが、まちの特性はその土地の歴史、文化、風土など、さまざまな要素が織りなして形成されていることはいうまでもないことでございます。

地域の活性化、あるいはまちづくりという問題につきましては、これは終わりのない永遠の課題であると、私は認識しております。議員御承知のとおり、国におきましては、地域の活性化の1つの手法として構造改革特区が提言されました。また県におきましては、一昨年、山口きらら博を行い、さらに国民文化祭を開催して、山口県の活性化の一助とされようとしておられます。

このようなことはまことに有意義な手法と思いますが、それ以上に、私は20年、30年、あるいは50年先の本市を展望する中で、市として主体性を持ち、地に足のついたビジョンを描きながら、あわせて構造改革特区などを行うことが大事なことだと認識しております。

一例ではありますが、幼児教育の充実のため、来月の構造改革特区の申請に向け、国や関係機関と協議をいたしておりますし、市といたしましては、さきの施政方針の中でも触れましたが、幼児教育の重要性から、私立幼稚園運営費補助金も重点配分したところでございます。

合併につきましては、議員からお話をいただき、恐縮しておりますところでございますが、

私は兼ねてからタブー視することなく、県央中核都市の一角を防府市が占めていくことが防府市の繁栄につながると、そういう思いの中でその必要性を主張し続けてまいりました。ようやく県央部合併協議会が設立することができました。今後、新市の一体的なまちづくりのための新市建設計画が協議されますが、佐波川、あるいは港湾、広大な平野など地理的条件、地域の特性を生かした第三次防府市総合計画を反映したまちづくりを法定合併協議会、県央部合併協議会の中で述べ、そしてその実現に向けて努力してまいることが私の責任であると思っております。

いずれにいたしましても、まちづくりの結果につきましては、将来において評価されるわけですが、一日も早く県都の主要な一角を占めて、将来に向かって夢と希望を共有できるふるさとを建設するため、まちづくりの正念場を迎えたとの思いの中で、一日一日を働いてまいりたいと思っております。

残余の御質問につきましては、担当部長より答弁いたさせます。

議長（中司 実君） 11番。

11番（安藤 二郎君） いずれも前向きな姿勢でありありがとうございました。

まず新市建設計画につきましては、コンペ方式について、これはぜひ取り上げたいというふうな意向に聞こえたので、まだわからないかもしれませんが、よろしく願いたいします。

それから、さらに私の案につきましても、前向きに検討してみようというふうなことがございましたので、よろしく願いをいたします。

1点だけお尋ねいたしますけれども、市庁舎の件は非常に大事なことで、重要な問題だと言っておられますが、支部庁舎と本部庁舎と、どちらを重点的に検討されようと言われておりますか。その辺をお尋ねをいたします。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 2市4町で協議をしてまいる大きな課題の1つでございますだけに、私があれば、私の意見を述べる段階では、まだないと、そのように考えております。

庁舎の位置につきましては、まずその機能が、いわゆる一極集中型の庁舎を目指すのか、あるいはそうではなくて、議員がおっしゃったような形の1つの分散と言え、分散にもなるかもしれませんが、分庁的な感じのそれぞれの地域の特性を生かして住民の方々が頻繁に出入りしやすいものを目指すのかということから、まず議論していかなければならないことではないかと思っております。

今の段階で申し上げられることは、私はこれからの議論の中で今申し上げた後者のよう

な感覚に合併の体質、もちろん対等合併という形の中で推移していくわけでございますので、そういう形が模索されていくのではないかなと、そんなふうに考えているところでございます。

したがいまして、その形の中で考えられますことは、2市4町それぞれが求められる主張があるわけでございますが、やはりイメージというものは非常に市民が関心を持たれていることではないかと思しますので、より慎重にしっかり法定協の中で協議をして、取り組んでまいらねばならないと、そのように考えておるわけでございます。

それともう一言申し添えさせていただきますが、コンペ方式につきましては、取り上げたいということよりも、しっかり勉強したいと、こういう意味で受けとめておいていただければと思います。

議長（中司 実君） 11番。

11番（安藤 二郎君） ちょっと聞き落としました、その後者というのは何ですか。どういう意味だったのか、ちょっとよくわからない。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 要するに、一極集中型なのか、それとも各地域に、言葉は分散という言葉が適切かどうかわかりません。分庁という言葉があるのかどうなのかわかりませんが、1カ所にすべてがどんと集約した10階建て、15階建ての市役所があって、そこにすべての機能が含まれているという形ではなくて、ゼネラル部門だけはちょっと小さくあるけれども、あとは今までどおりの役所を十分活用していきなり、そのまちに合った機能をしかるべき場所に求めるなり、そういうふうな形になっていく議論が行われるのではないかなというふうに感じております。

議長（中司 実君） 11番。

11番（安藤 二郎君） ぜひ、そういう方向で、よろしく願いをいたしておきます。次に、まちづくり全般についての話ですけれども、今、夢と希望を持ってまちづくりに取り組むというふうなことを言われましたけれども、夢と希望はもちろんいいんですが、文学者みたいな話だとちょっと実現可能性がないので、そうではなくて、私が言っているのは、特区にしても、国民文化祭にしても、何を求めているかということ、地域の活性化ということだと思います。その地域の活性化ということは何かと申しますと、合併後の財政基盤強化に通ずる部分なわけです。財政強化の一方策として地域を活性化させましょうということであろうと思います。

そういう観点から、このプログラムに対して、どのようにお考えなのか、ひとつお尋ねをするということと、もう1点は、一般企業、これが特区に対して参画していこうとして

いますけれども、その声が一向に聞こえてまいりませんが、一般企業に対してどのようなアナウンスをされているのか、この2点についてお尋ねいたします。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 経済特区という形が財政強化につながるんだと、私も確かに一つの手法であると、そのように感じております。ただ、構造改革の中で言われております特区そのものが、国のいわゆる各省庁の中においてさえ、まだきちとした目安といいですか、指針、方針というものが定められておりません。定めつつあるさなかだと思っただけでございますけれども、そういう状況の中で手さぐりで末端の行政を預かっている私どもが経済特区というようなものを主張していく、あるいは構造特区というようなものを主張していくということは、非常に限られた範囲内ではなからうかと思っただけでございます。安易に軽率に主張して、手を挙げていって、とても実現不可能な事柄を市民に誤解を与えてしまつては大変なことになりますし、市にはそれぞれの立場、団体の方々もおられるわけですから、皆様方のご意見をお聞きしていくことは当然のことと、その中の一つに経済界があることももちろん言うまでもないことではないかと。

さきに申し上げました幼稚園のことにつきましては、関係の団体の方々とも協議をさせていただきながら、またお教えもいただきながら、進めていることとでございます。経済界の機関との改革特区についての要望なり、あるいは意向、打診なりということについては、現段階、私は報告を受けておりません。

議長（中司 実君） 11番。

11番（安藤 二郎君） 安易に提案すると申されましたが、宝くじを買ったり、競輪の札を買うのは安易なことでしょうか。やはりその人は真剣な思いで宝くじを買ひ、競輪の札を買うわけであつて、安易に我々が出すべきことではないというのは、ちょっと市長にしては軽率な言葉ではなかつたかというふうに思います。

と申しますのは、特区というのは、国の考えること、県の考えることじゃないんです。一地域が考えなければならない問題なんです。防府市が考えなければならない問題であつて、国がだめだから、何か国がはっきりしないから手を挙げないと、そんなばかな話はないわけで、実は防府市が中心になつて考えてくださいよという提案が国からされているわけですから、その点をひとつよく心得た上で今後対策をいただきたいということと、もう一つは、一般企業にどのようにアナウンスされましたかという質問に対して、よろしくお願ひします。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 安易にと申し上げましたのは、簡単にすぐ飛びつくという形の

意味で申し上げたことをございまして、宝くじを買うのも競輪を買うのも私はすぐ飛びついておりますので、そういう意味で申し上げました。

それから、経済界に対してどういうメッセージを送っているかということについては、先ほども述べさせていただきましたが、お聞き取りになっていただけなかったと思いますので、重ねて申し上げますが、どのようなメッセージを発したかについて、現段階私は報告をまだ受けておりません。また私自身も経済界の方々にそのような御提案なり意向打診なりをしたことはございません。

議長（中司 実君） 次に、まちづくりについての御答弁をお願いします。教育長。

〔教育長 岡田 利雄君 登壇〕

教育長（岡田 利雄君） 次に、国民文化祭への参画についての御質問にお答えいたします。

平成18年度に山口県で開催されます「第21回国民文化祭やまぐち2006」につきましては、既に新聞等で発表されましたので御承知のことと思いますが、この基本構想（案）の概要を申し上げますと、会期は平成18年11月3日、祝日の金曜日ですが、この日から、11月12日日曜までの10日間とし、協賛事業については平成18年4月1日から11月30日までの8カ月間となっております。

テーマは「やまぐち発 心ときめく文化維新」でありまして、参加するすべての人々が自分自身、そして文化を見つめ直し、再発見し、交流により新しい文化をつくり出すきっかけとなるよう文化維新と名づけられております。

事業構想につきましては、総合フェスティバルとしてオープニングパレード、開会式、閉会式が開催され、また文化維新、国際文化交流、歴史と文化をテーマにシンポジウムが開催されます。また、分野別フェスティバルとしましては、毎年継続的に開催される合唱の祭典、吹奏楽の祭典等の継続事業が10事業及び開催の県が企画し、実施する現代音楽の祭典、琴の祭典等の独自事業が27事業ほど開催されます。

本市としましては、歴史的建造物であります天満宮や毛利邸、英雲荘などを活用して、大茶会を開催したいとの意向を県に伝えております。

次に、議員が国民文化祭の分野別事業へ御提案されました地場産材を活用した在来工法による木造モデルハウスの展示や地場産材のオークション、即売会、あるいは木工芸、家具等の実演展示等の木の文化についてですが、国民文化祭は日ごろから文化活動を行っている団体が、全国的な規模で発表し、共演し、交流する場であることから、御提言の内容は国民文化祭の事業としてはなじみにくいとの県の見解でありますので、御理解を賜りたいと存じます。

今後の対応でございますが、国民文化祭は基本構想（案）に記述してありますように、大変意義ある事業であると認識しておりまして、市としましても、ぜひとも協力してまいる所存でございますが、ほかにもいろいろと重要な諸事業を抱えておりますので、各市と連携し、また市長会への要望や県との十分な協議をしながら進めてまいりたいと考えております。

議長（中司 実君） 産業振興部長。

産業振興部長（阿部 實君） TMOについてとまちづくり活動拠点施設の利用についてお答えいたします。

まず、TMOについてお答えいたします。

市におきましては、空洞化している中心市街地の活性化を最重要施策として位置づけ、平成12年3月に防府市中心市街地活性化基本計画を策定し、防府商工会議所におかれましては、この防府市中心市街地活性化基本計画を上位計画とし、中心市街地における商業等の活性化を推進するために、平成12年度以降鋭意取り組んでこられ、昨年10月25日に市に対し、防府市中小小売商業高度化事業構想、いわゆるTMO構想を提出され、市では昨年12月26日にこのTMO構想を認定したところでございます。

このTMO構想は、防府市中心市街地活性化基本計画に位置づけられた中小小売商業高度化事業に関する事項と国が定めた中心市街地活性化のための基本方針の趣旨に沿って、関連のソフト事業が記載されているものでございます。

まず、TMO構想の何を認定したかということでございますが、TMO構想は中小小売商業高度化事業に関する総合的な構想とされており、TMOになろうとする者の名称、事業の種類、実施予定者、おおむねの位置または区域、おおよその実施時期、見込まれる効果、その他関連する事項の記載があり、防府市中心市街地活性化基本計画の内容に照らし合わせ、適切なものであり、また実施可能と判断したために、TMO構想に記載されておる事項について認定したものでございます。

次に、中小小売商業高度化事業の高度化についてでございますが、高度化とは中心市街地における商業集積を一体としてとらえ、業種構成、店舗配置等のテナントの配置、基盤整備及びソフト事業を総合的に推進し、中心市街地における商業集積を一体的かつ計画的に整備を図るものでございます。

次に、TMO構想の事業内容でございますが、TMOの事業区域は防府市中心市街地活性化基本計画に定めた区域76ヘクタールであります。したがって、76ヘクタール全体の商業集積を対象とすることが望ましいわけですが、現時点でのTMO構想は目標年次を10年間とし、実施可能な事業が記載されたものでございます。

次に、TMO計画というのは、国による補助事業であり、したがってTMOは補助金の受け皿ではないかということでございますが、議員御指摘のとおり、TMO構想に記載されている中小小売商業高度化事業を実施する場合、TMO計画を策定し、経済産業大臣の承認が得られれば、補助金等を導入することとなっておりますが、先ほど申し上げましたとおり、TMOは中心市街地の活性化を図るため、ハード、ソフト事業の実践と中心市街地の商業集積を一体的かつ計画的に管理運営する機関のことであります。

このTMOが設置されても、空洞化している中心市街地、そして衰退している商業集積が短期間に再生することは至難であり、今後TMOの調整のもと、商業者の皆さんの主体的な取り組みにより、TMO構想に記載された事業を積極的に実施され、商業等の活性化を推進していただきたいと存じます。

次に、まちづくり活動拠点施設の利用についてお答えいたします。

このまちづくり活動拠点施設は、中心市街地の活性化のための方策として、交流人口の増加を図り、にぎわいを創出するため、2月1日に開設したものでございます。御質問の活用状況でございますが、市民の周知につきましては、まだ全部行き渡っておりませんが、山口短大によるイベント、あるいはピアノ、合唱練習とか、あるいは手づくりコンサート、中学校の総合学習の関係とか、絵画展とか、そういうような形でいろいろ活用をされております。

それから、ピアノ設置による評価でございますが、ピアノの合唱練習等、いろいろな形で活用されておまして、皆さんに喜んでもらっておるものと思っております。

次に、にぎわいの創出の達成ですが、この施設につきましては、市民団体の活動、イベントの場ということ、また交流スペース、情報提供というふうな形のものでございまして、いろいろな団体の方も問い合わせがございまして、中心市街地という地理的な好条件でございますので、今後さらににぎわいの創出につながっていくものと思っておりますし、一層のPRに努めていきたいと思っております。

次に、情報センターの設置でございますが、防府インフォメーションセンターの設置についてでございますが、市民のニーズや施設の管理運営をゆだねているTMOまちづくり防府の意向も踏まえまして、今後の検討課題とさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

議長（中司 実君） 11番

11番（安藤 二郎君） 時間もなくなってまいりましたので、要望を申し上げます。

国民文化祭について要望いたします。文化というのは英語でカルチャー、どっちが先だったのか、文化が先なのか、カルチャーが先なのかわかりませんが、カルチャーの原語を

ひもときますと耕すという意味でございます。そこからいきますと、すなわち文化というのは農耕とか土地、こういったものと非常に密接な関係を持ったものと言えます。したがって、文化の要素にはまず第一にその土地の匂いがしなきゃいけないことがまず第一にある。2番目は手足を動かして働くことだと。3番目に、それによって収穫を楽しむ。これが文化の本質であると言われております。今、申し述べられた私の意見に対する県の判断は、この文化に照らして、とても適切とは思えません。再度検討をよろしく願いをいたします。

それから、2番目のTMOの件ですけれども、産業振興部長は今述べられた文章で、今、何をやろうとされているか自分で理解しておられるでしょうか。私にはとても理解ができません。文章として読むには適当かもしれませんが、会話をする言葉として、産業振興部長自身のお言葉を聞いたかったですけれども、まちがどうなったら高度化したことになるのかという質問に対して、べらべらと文章を述べられてもわからないわけです。市民にわかるように、ぜひその1点だけはひとつよろしく願います。

そして、補助金の平成11年に防府市が策定しました防府市中心市街地活性化基本計画の中で、中心市街地活性化という、このたった1つの課題のために、補助金融資の制度が幾つあるか、書いてあります。7省庁にわたる64件、これだけの補助金融資の制度があります。これを探すだけでも職員が2、3人は要るんじゃないですかね。ですから、新たにまたここで補助金の対象ができたということなのか、それとも実際にこのTMO構想によって防府のまちが助かることになるのか、その辺が非常に疑問に思う点でございます。それが第2点。

それから、3番目の防府市情報センターについて、ちょっとだけ御説明をさせていただきますと、防府市情報センターというのは、御存じのとおりGPS、グローバル・ポジショニング・システムというシステムがございますが、これは既にこの間消防庁舎を見られたときに拝見された議員さんもいらっしゃると思いますが、このGPSというシステムを使いまして、GISというシステムがさらにできております。

GISというのは、ジオグラフィック・インフォメーション・システムということで、コンピューターシステムを使いまして、地図情報と組み合わせて、いろいろな情報をその中に書き込むことができるというふうなシステムでございますが、既に盛岡市においても、これは市役所で実用化されております。

ただ、実用化されておりますけれども、これは単にインターネットで流している情報にすぎませんが、今、私の周辺では公共下水道はどこまで行っているよというのが、手をとるように地図上で判断ができるというふうなシステムでございます。そういったシステム

をぜひ、今あります山銀のお借りしたところに、4メートル・4メートルぐらいの巨大スクリーンを使いまして表示してほしい。

そうすると市民がそこにリクエストして、おれのまちの周りの道路はどうなっておるんかい、公共下水道はいつごろどうなるんかいと言ったら、そこで全部わかるというふうなシステムがGISシステムによる表示でございます。

さらにこれにプラスしまして、今、例えば大平山の公園はどの辺まで進んでおるかというふうな写真をその画面に載せることもできます。そしてさらに、このGISのシステムの中に、市長との直接対話、これもシステムとして組み込めるようにしております。したがって、市長さんとぜひ話をしたいというリクエストがあれば、その場に行けば、そこで市長さんとお話ができるというふうなシステムでございます。

これは何を期待しているかといいますと、1つは開かれた市政とは何か。開かれた市政とは、余り多くもない市長の財産を公示することが開かれた情報開示ではない。どれだけ土地を持って、どれだけお金を持っているなんていうのは大したことじゃないんで、そんなのを見たからと言って、情報開示ということにはなりません。情報開示というのは、一体我々の税金がどのように使われているのかと、身近に接することができること、それが本当の情報開示ではないですか。

そういう意味では、このGISというシステムは、非常にすぐれた機能をもっております。私が概算した範囲では大体4,000万円ぐらいでできるわけですから、ぜひ対策をしていただきたい。

それともう一つは何かというと、そこに行くことによって、人間が、恒常的にそこに人が訪れるという期待ができます。したがって、今後いわゆる北開発の公共公益施設にはこういったシステムを導入することが必要でしょうし、新たな支部庁舎にもこういうものを施設することもできる。そういう意味の試行としても、非常に意味があることではないかと思えます。

先ほどの質問を1つだけよろしくお願いします。

議長（中司 実君） 産業振興部長。

産業振興部長（阿部 實君） 中心市街地の活性化にどのように取り組んでいくかということですが、中心市街地が衰退しているということは、もうここで申し上げるまでもなく、御承知のとおりでございます。この取り組みというのは市としての大きな課題だということは、先ほど申し上げたとおりでございます。

そういうことから、市といたしましても、平成12年に市の中心市街地活性化基本計画を策定いたしまして、その方向づけというものをある程度つくっていったわけございま

す。この中で、じゃ、行政が担うものと商業者が担うもの、TMO構想が商業者が担っていく大きな部分だろうとっております。そういう活性化に向けたことで、TMOという機関が、今からまちづくりについていろいろ検討されると思いますが、運営会議とかいろいろな立場で、市としての考え方も当然述べていきますし、基盤整備なんかにつきましても、市の基本計画の中でもいろいろ挙げていきまして、中心市街地の活性化に努めていきたいというふうに思っております。

議長（中司 実君） 以上で、11番議員の質問を終わります。

---

議長（中司 実君） 次は、21番、大村議員。

〔21番 大村 崇治君 登壇〕

21番（大村 崇治君） お昼前の貴重な時間でございますけれども、できるだけ簡潔に進めたいと思いますので、執行部の明快なる御答弁をお願いいたします。

通告に従いまして、質問をいたしてまいります。まず質問事項の1点としまして、放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例並びに空き缶等のポイ捨て及び犬のふんの放置防止に関する条例制定から1年、これの事業効果についてお尋ねいたします。

一昨年、平成13年12月定例市議会に上程され、昨年平成14年4月から施行されましたこの放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例並びに空き缶等のポイ捨て及び犬のふんの放置防止に関する条例につきまして、特に放置自動車防止条例につきましては、県内でも初めての試みであり、市当局の取り組みに対し敬意を表するものであります。

条例施行から1年がたとうとしております。昨年8月、条例に基づき、撤去作業が実施され、先般2回目の調査がされたと聞き及んでおります。今日までに至る放置自動車の処理状況、あえて言えば、事業効果についてお尋ねしたいと思っております。

次に、飼い犬のふんの放置防止についてお尋ねいたします。この条例は佐波川清流条例と同様、市民、ひとしく地域における環境美化の促進を図り、美しいまちづくりに寄与するための顕彰、啓蒙的な条例であろうかと存じます。

特にこの条例制定により、犬の飼い主のマナーもよくなったと言えますが、逆にマナーの悪い飼い主が目立ち、美しいまちづくりを阻害しております。まちなかの公園、広場、高架側道、緑道、道路敷、河川敷など、朝夕の散策時に多く見かけられます。こうした悪質な行為などについては、市が告発することも可能ですが、取り締まる権限はないので、その対応に苦慮されているのが実情であろうかと存じます。これの指導または助言について、何らかの対応策を検討できないものかお尋ねいたします。

質問事項の2点目として、漁港施設用地の管理運営についてお尋ねいたします。

防府市には7つの漁港施設がございます。私たちが抱いた漁港のイメージは、大漁旗を立て入港する漁船、朝市のにぎわい、水産加工場で働く女性の姿などでございました。市の漁港整備計画は第8次、昭和63年以前までに生産活動、流通の基地として、また漁村と地域社会の核として、あるいは自然の触れ合い、海洋性レクリエーションの場など、水産業の発展のため、多種多様な役割を果たしてまいりました。

しかし、近年の漁業は商業、農業などと同様に、高齢化、少子化が進み、後継者不足と厳しい状況であり、利用計画に基づく漁港施設の整備が見込まれない、いわゆる未利用、低利用の状況が生じております。

ある漁港施設では、車の無断駐車などによる地元住民とのトラブル、漁具、魚網等の野積みなどが見受けられ、現状に見合った有効活用と適切な管理運営が必要と思われれます。

そこで2点ほどお尋ねします。

まず、漁港施設用地の有効利用についてでございますが、水産庁は平成13年10月1日付で漁港施設用地の未利用、低利用用地の有効利用の観点から、目的外使用を促進するため、補助金等に係る適化法を弾力的に見直す通達を出しております。市水産課においても、昨年からの漁業者の協力を得ながら、適切な管理運営に努められておりますことは、十分承知いたしております。今後市として、これらの未利用、低利用用地の有効活用について、どのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

次に、漁具、魚網等の廃棄処分についてお尋ねいたします。漁港施設用地には、不要となった漁具、魚網等の放置が見受けられます。こうした不要となった魚網そのものはポリエチレンで、たて網などは鉛、プラスチックの浮きがついていて、いずれも産業廃棄物になります。従来は重しをつけて海に捨てたり、焼いたりしていたとも聞いておりますが、環境基準が厳しくなり、県あたりと相談しても、明快な解決策が出ないまま今日に至っております。

県内にはこれらを取り扱う業者が小野田にあると聞いておりますが、かなりの費用を要し、基本的には受益者負担ですから、みずからの責任で処分するのが建前でしょうが、漁獲高も低迷する中での費用の捻出も厳しいことから、必然的に野積みや放置がふえるという傾向になり、これらの廃棄処分は最終的には漁港管理者である市がするようにもなりかねないわけで、どのような対策を考えておられるのか、お尋ねいたしまして、壇上よりの質問を終わります。

議長（中司 実君） 21番、大村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） まず、放置自動車の処分状況について、お答えします。

昨年4月から施行しました放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例による事業効果につきましては、確認された73台の放置車両のうち、半数に当たる36台が条例が制定されたことにより自主撤去及び条例の規定に基づき、警告書の貼付により、自主的に撤去されております。残り37台については、所有者等が判明したものが20台余り、そのうち5台については撤去勧告を、15台については公共の場所を管理する担当課により撤去指導中であります。

また、所有者等が不明のものが16台余り、そのうち8台が廃棄物判定基準により廃物認定され、既に7台が廃物認定告示されており、1台につきましても、廃物認定の告示手続中となっております。残る8台につきましては、近々開催予定の判定委員会の判定にゆだねることといたしております。

このように条例の制定による効果は顕著にあらわれているものの、指導中の放置自動車等の速やかな撤去処分について、また新たな放置自動車の発生防止について、引き続き努めてまいります。

続きまして、犬のふんの放置防止についてお答えします。

空き缶等のポイ捨て及び犬のふんの放置防止に関する条例が制定され、犬のふんにつきましては、飼い主が排せつしたふんを持ち帰り、適正に処理する責務、またふんの放置が禁止行為として規定されております。

しかしながら、依然としてふんの放置があとを絶たないのが現状です。これは一部の心ない飼い主のモラルの問題であり、まことに残念なことであります。そこで市の広報等や狂犬病予防注射の受診時にチラシを配布する等、折に触れ、啓発に努めるとともに、飼い主のマナーとして、「ふんの後始末を」と呼びかける啓発看板を2種類作成し、希望者に配布して意識の啓発に努めているところでございます。犬の適正な飼い方の指導や啓発に努め、今後も引き続き犬の飼い主一人ひとりの自覚と協力を促してまいりたいと存じます。

残余の御質問につきましては、担当部長より答弁いたさせます。

議長（中司 実君） 21番。

21番（大村 崇治君） 放置自動車防止の件につきまして、まず2点ほどお尋ねします。

条例の第21条に公共の場所以外の土地所有者等への協力ということがうたっております。国・県所有の公共の場所、または個人からの要請はなかったのか。と申しますのは、勝坂のチェーン脱着場の管理は山口県であろうと思います。あそこの道路敷は市道だろうと思っておりますが、長い間放置した車が三、四台ございます。間もなく新火葬場がオー

ブンいたします。景観上まことに好ましいとは言えません。いま一つ、牟礼の勘場川の予定地にある放置自動車の土地でございますけれども、市か個人のものか。と申しますのも、河川改修時に生活環境、個人に支障を来さないのか、以上、お尋ねいたします。

議長（中司 実君） 生活環境部長。

生活環境部長（戸幡 昭彦君） 今、お尋ねの国道262号のチェーン脱着場でございますけれども、これは県有地でございます。そのチェーン脱着場には、議員御指摘のとおり、4台の車両が放置されております。そこで景観上好ましいことではございませんので、管理をいたしております山口県土木建築事務所の方へ既に撤去のお願いをいたしているところでございます。

以上でございます。

議長（中司 実君） 土木建築部長。

土木建築部長（林 勇夫君） 今の車両のある場所につきまして、今部長が言いましたように、市道勝坂線の道路敷でございます。御指摘の車両につきましては、現在、市条例に基づきまして、所有者に撤去勧告書を送付しております。

それから、牟礼、勘場川の件につきましては、現在、個人の所有地でございます。河川改修事業で用地買収の計画がございますので、用地交渉時点で車両の移動をお願いするということにしております。

以上でございます。

議長（中司 実君） 21番。

21番（大村 崇治君） 県有地のチェーン脱着場でございますけれども、やっぱり県の方にも強く要望して、早期撤去していただくように。場合によってはこの条例に基づいてやる方法もあるかと思っておりますので、ぜひその辺の検討をお願いしたいと思います。

それから、市道に放置されておる、たしか3台だったと思いますが、もう完全に破損した状況ですね。やはりこうした悪質なものには毅然たる態度で告発するなりの措置をとっていただきたい、そのようなことを要望しておきます。

そこで、放置自動車の問題ですけれども、初めての試みですから、担当課、事務局も大変苦労が多いことと思います。しかし、県下の他市の状況を見ますと、まだ条例が全然できていない状況下で、ただいま御報告ありましたように、他市でも恐らく50台から70台の放置自動車があるものと予測されるわけでございます。そうしたことで、防府市はいかに市民の快適な生活環境が保たれているかということで、今後ともさらに一層努力していただきたいことを要望しておきます。

それから、2点目の犬のふんの放置防止でございますけれども、まさに今、答弁ありま

したように、啓発用の作成されたイラスト入りの看板は、非常に好評であったと思うわけ  
でございます。理想としては、今、県を中心に産業廃棄物の不法投棄の取り締まりを重点  
的にやっておられますけれども、そうした重点地区などを指定しまして、巡回指導、助言  
などすることが最善でしょうが、それは今後の課題といたしまして、当面さっき言いまし  
たように、イラスト入りのかわいらしいA4かB4程度の色刷り印刷したものを市広報で  
全戸配布するとか、市が行うさまざまなイベント、街頭キャンペーン、市内の一斉清掃日  
などにそうしたものを配布して、啓蒙に努めてもらいたいということを要望いたしまして、  
質問の第1項を終わります。

議長（中司 実君） 以上で、放置自動車処分状況及びその他についてを終わります。  
次に、漁港施設用地の管理運営についてを御答弁お願いします。産業振興部長。

産業振興部長（阿部 實君） 漁港施設用地の管理運営についてお答えいたします。

漁港施設整備は水産業の基盤である漁港及びその背後にある漁村の生活環境について、  
計画的な整備拡充を行い、漁港機能の増進と安全性の確保、流通の円滑化、漁業経営の安  
定を図ることを目的に整備をいたしておるところでございます。

整備に当たりましては、国庫補助事業を導入し、各地域の漁業形態、漁家数、あるいは  
漁船数等を考慮し、護岸、係留施設、防波堤の整備とあわせ、物揚場、船揚場、野積場、  
漁具干場用地、漁港環境施設整備用地等を整備基準に基づき整備し、その利用につきま  
しては、目的に沿って活用いたしておるところでございます。

御質問の第1点目の施設用地の有効利用についてでございますが、漁業従事者の高齢化、  
従事者の減少、水揚高の減少に伴い、漁具干場などにおいて、利用度が低下した用地も生  
じております。こうした用地につきましては、有効活用の観点から、一部において既に国  
や地元漁業者と協議の上、利用目的の変更を行い、地域のコミュニティー活動の場として  
公共的な目的に活用しているところや漁港環境整備事業により植栽や休憩所を設置するな  
どし、有効利用に努めております。

今後も漁業環境の変化に伴い、漁港施設として利用度の低下が見込まれるような用地に  
つきましては、国、県と協議し、公共的施設用地として、また地域活動の場として活用を  
検討してまいりたいと存じます。

次に、2点目の漁具、魚網の廃棄処分についてでございますが、魚網は廃プラスチック  
系産業廃棄物であるため、基本的には漁業者が責任を持って適切に処理する必要がござい  
ます。漁協に対し、適正な処理をお願いをしているところでございます。

昨年漁港における廃棄物の実態調査を行い、漁業者へ漁港の環境整備の啓発を図るとと  
もに、漁業系廃棄物の適正処理を指導してまいりました。今後も不法投棄などについて、

漁港管理者として漁協とともに厳しく指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中司 実君） 21番。

21番（大村 崇治君） ただいま御答弁がありましたとおり、施設用地の有効利用でございますけれども、既に地区住民との融和を図る上でのゲートボール、これはレクリエーション広場というのが正式な名称だろうと思っておりますけれども、イベント広場としての有効利用が図られている用地として、漁港環境整備施設がありますが、補助対象事業用地として制約がございます。現在、新たにゲートボール広場を希望されている地区もございませぬし、利用計画の変更も含め、早い時期での使用が可能なのかお尋ねしておきます。

2点目の漁具、魚網のいわゆる漁業系廃棄物の処分についてでございますけれども、循環型社会形成推進基本法が制定されまして、いわゆる生産者、販売者の責任とごみを捨てる人の責任が明確化されたもので、既に家電リサイクル法が施行され、さらに自動車リサイクル制度も導入が検討されております。そのように、魚網関係につきましても、家電リサイクルのように、買う人が金を出して引き取るとか、製造元が責任を持って回収するとか、漁連を通して買うわけでございます。

例えば1例申しますと、農協あたりはビニールハウスを責任を持って農協が処理しておるわけございまして、今、答弁がありました、市が適正処理を指導してまいるというんじゃないかと、これは全国的な問題でしようが、国、県が責任を持って漁連関係者と協議、解決の方向性を示すべきと考えますので、その辺がどうなっているのかお尋ねしておきます。

議長（中司 実君） 産業振興部長。

産業振興部長（阿部 實君） 早い時期にゲートボール場等として使用が可能かとの御質問でございますが、先ほど申し上げましたように、各漁港施設はおのこの目的に沿って、整備活用しているところでございます。漁業環境の変化に伴い、利用度の低下が見込まれるような用地につきましては、実態調査を行いまして、地元漁業者と調整の上、地域活動の場として活用できるよう、国と県と協議をしたいと存じます。

次に、2点目の魚網類の廃棄処分の対応策についてでございますが、今後漁業者の責任において処分できるシステムづくりを国や県に働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（中司 実君） 21番。

21番（大村 崇治君） 時間がたちますので、もう要望で終わりにしたいと思います。施設の有効利用でございますけれども、要望があるゲートボール場、いわゆるレクリエー

ション広場については、ぜひ地元の要望にこたえていただきたいと思います。また、未利用、低利用地につきましては、かなりの用地がございます。国、県とも協議され、弾力的な有効利用を今後十分図っていただきたいと思います。

2点目の漁業系廃棄物の問題でございますけれども、魚網は安易に裁断して焼却し、そして再利用するという考え方が国、県にもあったやに思われます。ところが、現実的には魚介類が付着して、焼却、リサイクルはまず無理ということを知っております。その辺を対応策がない一方で、不法投棄を厳しくすると、こういう矛盾が生じておるということをしかり認識していただいて、特に市長会あたりとか、そういうところを通じまして、国、県に対し、強く働きかけていただきたいと思いますことを強く要望しまして終わりたいと思います。

議長（中司 実君） 以上で、21番議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時55分 休憩

---

午後 1時 0分 開議

議長（中司 実君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。

5番、山本議員。

〔5番 山本 久江君 登壇〕

5番（山本 久江君） 日本共産党の山本久江でございます。通告の順に従いまして、一般質問を行いますので、どうぞよろしく願いをいたします。

まず、2市4町の合併についてお尋ねいたします。去る8日、2市4町の法定協、山口県中央部合併協議会の第1回会議が開催されましたが、合併特例法の期限である2005年3月までにとにかく合併をと急ぐ、そうした姿勢に対して、市民の不安や疑問の声はますます高まっております。政府は市町村合併後の自治体の数を1,000を目標とする、こうした方針を踏まえて、自主的な市町村の合併と言いながら、実態は国上げての市町村合併の押しつけを進めております。御承知のとおり、全国町村会が国による合併の強制に反対しているのは当然のことでございます。

防府市の将来にかかわる重要な問題であり、市民生活に大きな影響を与える問題だけに、何にも増して住民の意思と自主性が尊重されるべきものだと考えます。市民の疑問や批判の声はいろいろ出されておりますが、その中で今回の平成の大合併の最大のメリットであり、目的とされております財政基盤の強化が本当に図れるのかどうか。財政支援措置と言われる地方交付税の合併算定替えの見通しはどうか。この点、お尋ねをいたします。

また、合併のために新たに必要となる支出について、どのように考えておられるのか御答弁をお願いをいたします。

さらに、合併の効果として、市の出前講座の資料の中でも強調されておりますけれども、議会費、総務費の試算で財政効果約25億7,000万円と説明をされております。これは例えば一般職員2,367人が1,851人に、議員が132人から46人と仮定しての試算でございますけれども、重要なことはこのように職員や議員が減るということは、住民サービス、あるいは住民の声が行政や議会にどれだけ反映されるかどうか、住民自治の根幹にかかわる問題でございます。その影響が大きいと考えますが、御見解をお尋ねをいたします。

財政的影響と市民生活について、主に3点にわたり質問をいたしました。御答弁のほどよろしくをお願いを申し上げます。

質問の2点目となりますが、高齢者医療について。まず最初に、高齢者の窓口負担償還手続について、お尋ねをいたします。

昨年の10月から70歳以上の高齢者は医療機関にかかった場合に、それまでの定額負担から大幅な値上げとなり、窓口で1割、一定所得以上の方は2割ですけれども、1割負担するとともに1万2,000円、低所得者の方は8,000円の負担限度額を超えた分については、一たん全額支払うということになりました。

超えた分については、償還される仕組みとなっておりますけれども、その制度内容や手続の方法が大変わかりにくく、厚生労働省も手続の簡素化案を通知しておりますが、市町村で対応がまちまちとなっております。しかも、この通知が老人75歳以上に対するものであることから、前期高齢者70歳から74歳と対応が違い、ますます混乱をいたしております。

例えば償還手続で、75歳以上の方は領収書が必要ないが、前期高齢者70歳から74歳の方は領収書が必要であるとか、あるいは申請手続は、老人の場合は初回のみでいいが、前期高齢者はその都度やらなくてはならないとなっております。

御承知のように、70歳以上であれば、窓口負担が月当たり限度額を超えた場合に償還するという仕組みは同じなのに、このように手続で違う状況、これをぜひ改善をしていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

また、高額療養費などの支給に要する期間を、できるだけ早くしていただきたいと考えますが、いかがでございましょうか。

高齢者が望んでいますことは、このような償還手続をとらなくても済むように、例えば国保の高額療養費の受領委任払いのように、窓口での支払いは限度額まで済むような状

況がつかれないかということです。北海道の夕張市では、市立病院もあることから、限度額を超えた分の支払いを免除する制度を市立病院からスタートさせ、市内開業医でも実施できるように作業を進めております。いずれにいたしましても、医療機関の協力なしにできることではなく、ぜひ協議を重ねていただき、検討をしていただきたいと思います。御見解をお尋ねをいたします。

今日、高齢者の医療費負担問題は大変深刻な状況になっております。昨年10月、県内の開業医、歯科医師などで構成される山口県保険医協会が会員アンケートを行っておられますが、そのアンケートでは254医療機関、47歯科医療機関から返信がありまして、そのうち68医療機関で374件、8歯科で21件の治療中断があったことが報告をされております。

中でも深刻な例として、防府市内でも自己負担に耐えられないということで在宅酸素療法の中止をした患者さんがおられたこと。まさに命を削るような状況が出ております。重い呼吸器障害を初め、慢性病の患者を直撃している医療費負担増の問題について、国会でも取り上げられました。住民の命と健康を守る立場から、市としてぜひ高齢者の医療費負担軽減を求めて、国へ要望を上げていただきたいと思います。いかがでございましょうか、御回答をよろしく願いをいたします。

質問の最後は、就学援助制度についてでございます。

就学援助制度は御承知のように、義務教育は無償とした憲法第26条や教育基本法を受けて、経済的にも国民の教育権を保障するための就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律、これを根拠とした制度でございますけれども、その第1条では目的として次のようにうたわれております。「経済的理由によって就学困難な児童及び生徒について、学用品を給与するなど、就学奨励を行う地方公共団体に対し、国が必要な援助を与えることとし、もって義務教育の円滑な実施に資することを目的とする」、こういうふうに示されております。

しかしながら、実際の認定の基準は市町村でまちまちでございまして、防府市の場合は、おおむね生活保護基準の1.3倍の世帯が対象となっております。

今日の経済情勢や教育環境の変化の中で、教育費負担も大変重く、県内ではこの対象枠を生活保護基準の1.5倍としている自治体もございまして。市として、こうした基準の引き上げについて、検討していただきたいと思います。いかがでございましょうか。また、母子家庭や父子家庭、身体障害者児童世帯などの場合についても、状況をお尋ねをいたします。

また、この法律の施行令では、第3条ですけれども、「国の補助は市町村が保護者に給

与した学用品の価格、または購入費の総額の2分の1」、こういうふうになっていますが、2001年度で全国的には25.68%、山口県平均では15.89%となっており、市町村のいわゆる持ち出しが極めて多い状況でございます。

こういう状況に対し、就学援助の国の補助の増額を求める自治体の意見書など、多く出されておりますけれども、市として国に対し、こうした要望をぜひ上げていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。国は法律では半分責任を持つとなっているにもかかわらず、実態はそのような状況で、教育の機会均等、ひとしく教育を受けることができる権利の、今まで以上の侵害が起きていると。ぜひよろしく願いをいたします。

さらに、今日、リストラ、倒産など不況が深刻な中で、そうした事態に対応した特別な対策、前年度の証明ではない、認定の柔軟な対応が求められております。昨年7月に国の行政監視委員会でも取り上げられましたが、突然そういう家庭内の事情が起きた場合の配慮、不況下の特別な対策につきまして、市の対応をお尋ねをいたします。

以上、大きく3点にわたりまして質問をいたしました。積極的な御回答がいただけますようによろしく願いをいたしまして、壇上での質問を終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（中司 実君） 5番、山本議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、2市4町の合併についての御質問にお答えをいたします。

まず合併が財政基盤の強化につながるのかとの御質問ですが、私は合併により市町村の規模が大きくなると、当然規模の経済が働き、間接的経費が節減され、このことは財政の合理化、効率化につながるものと考えます。そして、節減された経費を住民サービスの維持、向上に努めていくことができるという意味において、財政上の大きな効果があると認識しております。

さて、御案内のように、国では合併特例法の期限である平成17年3月までの自主的な市町村合併を推進するため、さまざまな財政支援措置を創出しております。この中で、御指摘の普通交付税の合併算定替えにつきましては、合併後10年間はそれまでの市町村が存在するものと見なして、計算した交付税額を保証し、その後5年間は交付税の増加額を段階的に縮減していくこととされております。

これは合併を検討する市町村に計画的な行財政運営が可能となる財源を保証するために交付されるものであり、今後2市4町での合併協議を進める中で、新市建設計画に基づく新しいまちづくりのための財源として有効に活用できると考えております。

しかしながら、普通交付税も合併して15年後には本来の交付税額になるわけですので、この間に新市の財政基盤の充実と行政運営の効率化を図っていくことが重要であると認識しております。

次に、合併のために新たに必要となる支出等につきましては、例えば先行市の例では、電算の統合や庁舎及び公共施設等の整備や改修、さらには看板、標識、印刷物等にかかる経費についての新たな支出がなされたということを知り及んでおります。このような新市スタート地点での諸経費につきましては、2市4町の場合でも当然生じてまいりますので、今後十分な検討を加えるとともに、財政支援等も有効に活用し、効率的かつ計画的な執行に努めていくことが必要であると認識しております。

最後に合併に伴い、経費の節減が可能であるのか、また議員、職員の減でサービスは維持できるのかとの御質問ですが、前半申し上げましたように、市町村合併が行われた場合、規模の経済が働き、人件費や内部管理経費などの諸経費の節減が可能となり、この節減額は2市4町の場合、25億7,000万円と試算されておりますが、これは合併後に推計される総務費及び議会費と現状の経費とを比較したものでございますので、あくまで参考の数値として御理解を賜りたいと存じます。

今後、合併に伴う効果を確実なものとするには、ある程度の時間を要することも事実でありますので、この間、国や県の特例措置や財政支援を活用して、新しいまちづくりを計画的に進めていくことが重要であると認識しております。

御指摘の職員数の削減につきましても、今後、定員管理等に留意しながら、10年から15年をかけて計画的な調整を行い、最終的には類似団体と同程度の職員数に落ちつくものと考えており、新市移行後も適正な職員配置に努め、高度化、多様化する住民ニーズに対応していくことが行政に課せられた使命であり、住民サービスの低下につながらぬよう配慮した行政運営を行うことは当然のことと認識しております。

また、合併いたしますと、地方自治法の規定により、議員定数は人口に比例して逡減することとなっております。議員数は2市4町の場合、46名となります。議員の数が減ると、地域の意見が反映されなくなるのではとの御意見ですが、合併した規模に応じて必要な議員数は確保されるわけですし、現在、人口規模の大きい都市において、特に議員数が少なく支障が生じているとは思っておりません。

なお、合併特例法では地域の意向が新しいまちづくりに反映できるよう、合併前の市町単位で地域審議会を設置することができるようになっておりますし、さらには合併を契機とした新たな広報広聴制度の充実やまた地域情報化のための各種施策に重点投資することなどにより、より一層住民の声を行政に反映していくことも可能となってくるものと考え

ております。

残余の御質問につきましては、教育長及び担当部長より答弁いたします。

議長（中司 実君） 5番。

5番（山本 久江君） それでは、再質問をさせていただきます。国の財政支援措置の1つに、御承知のように合併特例債がございます。市町村建設計画に基づく合併市町村のまちづくり事業、この経費については合併特例債を95%充てることのできる。そして、その元利償還金の7割、70%が普通交付税措置がされるということですが、この山口県が発行いたしましたパンフレットを見ますと、2市4町では合併特例債による建設事業は、10年間で709億円というふうになっております。

果たしてこれほどの借金を使うことができるのかどうかですね。平成13年度の普通会計で2市4町の地方債残高、借金の残高は1,177億500万円。防府市の起債制限比率は13%ですが、この起債制限比率との関係でこの有利な借金と言われる合併特例債ではありませんけれども、その制限はないのか。起債制限比率について、まずお尋ねをしたいというふうに思います。

議長（中司 実君） 財務部長。

財務部長（湯浅 克彦君） ただいまの起債制限比率についての御質問でございますが、特例債等に伴います起債制限比率につきましても、ただ今のところ地方債の許可制限に係る指標として地方債許可方針に規定されたものでありまして、この比率の3カ年平均値が20%以上となった場合に、地方債の許可が実際に制限されるものでございます。

こうした事態にならないよう、起債制限比率が14%以上、もしくは今後2年度以内に14%以上となると見込まれる段階におきまして、自主的かつ計画的に公債費負担適正化計画を策定し、推進していくわけではありますが、その期間につきましては、原則として7年度以内となっております。

国としてはこの間においても事業の確保が図れるよう、昭和62年から公債費適正化計画を確認した団体に対しましては、財政上の支援措置を講じることにしているものでございますが、実際起債制限比率が20%以上となりますと、財源確保が困難になり、市民生活に支障を来すこととなりますので、将来的にこういう事態が起こることは避けるべきでございます。今後とも財政指標の動向を注視しながら財政構造の弾力化に取り組むことになると思っております。

以上でございます。

議長（中司 実君） 5番。

5番（山本 久江君） そうしますと、この起債制限比率などを考えますと、県のパン

フレットに書いてあるような709億円もの借金は本当に借りることができるのかどうか。そもそも1,100億円を超えるような2市4町の借金ですから、有利だからと借金を重ねれば、極めて厳しい状況になることは明らかでございます。合併特例債バブルにならないかとか、10年たったに残ったのは大きな借金と大型施設の維持管理費だけにならないか、そのツケが回り回って市民に回ってこないか、こういう不安を持つ人もたくさんございます。

加えて、地方交付税の問題、壇上で質問いたしましたけれども、地方交付税は市長さんの御答弁にもありますように、合併の11年目から減り始めて、16年目からは算定の合併特例がなくなり、大幅に減ってまいります。特例債の返済のピークと、それから地方交付税が減り始め、激変緩和措置がなくなるこの時期から、合併の影響額は結局差し引きでマイナスになっていくことも予想されるのではないのでしょうか。

全国でもそういう試算を行っているところがあります。例えば鳥取県米子、境港市などを含む鳥取県西部地域振興協議会が作成した試算がございます。この試算の中で、最後に検討報告書が出されているんですけども、最後の部分で、将来展望という形でまとめが行われております。ちょっと読ませさせていただきますと、「合併に伴う財政上の影響は、実質的には平成25年度までしかなく、平成26年度以降は、人件費を初めとする合併によるスケールメリットの部分だけとなってくるため、予算規模を縮小せざるを得ず、市町村合併が遠い将来にわたっての円滑な財政運営までもも保証するものでないことは深く認識する必要がある」、こういうふうに将来展望でまとめております。これはよその地域のことだからと言って、黙って見過ごすことのできない指摘ではないかというふうに私は考えます。

それから、今市長さんの御答弁の中で、合併に伴う新たな支出、電算の統合など、いろいろ述べられました。中核市になれば、市も負担をしなくてはなりませんけれども、新たな税負担、市民というよりも事業所関係にかかわってくる問題ですが、事業所税もかかってくるということ。今日の深刻な不況の中で、果たして納税義務者にとっては本当に厳しい状況が生まれてくるだろうというふうに思います。この点でも、合併の問題、リアルに見ていく必要があるのではないかというふうに思います。

それから、議員が46人ということで、約3分の1に減っていくという問題ですね。これは確実に住民の声が行政や議会に反映されにくくなるわけですよ。先ほどの御答弁の中でも、地域審議会ということを言われましたけれども、地域審議会があるから大丈夫だというふうな御説明でございましたけれども、それはせいぜい地域の意見とか、要望を出す場であって、何ら行政上の決定権はありませんし、地方議会に変わり得るものではない

ことは明らかだというふうに思います。

防府市の問題は、こうして市議会で議論できていたわけですから、合併すれば、今度は合併市の1地域の問題として取り上げられることになると思います。そういう意味では、議員が減り、合併すれば住民の声が今までのように、今まで以上に本当に届いていくのかどうか、これは大いに疑問だということを指摘をさせていただきます。

それから、職員の問題ですが、試算で、出前講座の資料では約500人減ると、こういうふうになっておりますけれども、合併すれば900平方キロメートルを超えるような広大な地域、市で言えば全国4番目の広さというふうに言われておりますが、ここに住民に身近な職員が減るということは、やはりこれも住民サービスの低下につながるというふうに私は思います。

職員が減って、旧役場周辺の商店とかあるいは飲食店など、地域経済の影響の問題、どうだろうか。それから、中心部は栄えても周辺はさびれるのでは、こういう不安が今でも出されているのは当然だというふうに思います。また、中核市になれば、新たに処理をしていく事務が加わってまいります。この点で職員の数を減らせば大変だということは、火を見るよりも明らかだというふうに思います。

改めて市長にお伺いいたしますけれども、こういう財政での問題にもいろいろな課題があります、問題もあります。防府市にとってメリット、市長が考えるメリットというのは一体何でしょうか。改めてここで伺いをしたいと思います。合併のメリットです。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 議員御指摘の数々の御懸念、一つ一つ理解できるところもございます。ございますが、しかし、それらの諸課題を乗り越えて、私たちは未来に向かっての道を歩んでいかななくてはならないし、先人もそのように歩んでこられたわけでございます。

メリットは何かということでございますが、それは新市を建設して、それを担っていかれるであろう若い方々こそ、そのメリットを受けられるところではないか、私はそのように思っております。

したがいまして、将来に対する夢、あるいは展望等々を実現していく、その下地をこしらえていくということが最大のメリットであり、あえてつけ加えさせていただくならば、県央部という地の利というものの中で、またより一段大きなメリットもあるのではないかと、そのように考えております。

議長（中司 実君） 5番。

5番（山本 久江君） 御答弁をお伺いいたしまして、率直に申し上げ、よくわかりま

せん。市長は合併による夢を語るができるでしょうか。防府市の未来を語るができるのかどうか、改めてお伺いをいたします。

これから、法定協の会議が開かれまして、協議会が開かれまして、いろんな具体的な問題がこの中で協議をされていきます。午前中の質問の中で、この協議内容についてはできる限り市民に情報提供していくという御回答でございましたけれども、例えば具体的な問題がどんどん出てくるわけですから、市民の中にはこれはちょっと待ったと、この合併についてはもう少し考えていく必要があるんじゃないか、こういう意見も出てくるでしょうし、これは大変な問題があるということで、合併には反対である、こういう声もたくさんふえてきております。

そうした場合に、市長はこういった市民の声をどのように集約をして、例えば小郡の岩城町長さんは6割の町民の反対があれば、法定協を離脱することもあり得るということを町議会で発言をされております。市民が主役というふうにならずと言われてきた松浦市長ですから、市民の声がどういうふうになっているのかということ、これから常に耳を傾けていかれるでしょうから、例えばそういうふうになった場合に、市長自身はどういうふうな態度をおとりになるのか、そのあたりを少し詰めた形ですけれども、お伺いをしたいと思います。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 夢を語るができるのかということですが、絵にかいた餅になってしまっただけは何の意味もありませんが、大いに夢を語らせていただきたいと思っております。

それから、メリット、メリットと俗によく言われますけれども、今この期を逸して地域間競争の中で埋没してしまう道を選択したときの、あのとき、ああすればよかったという悔い、あるいは失敗を残してそのまま行ってしまうということは、私は後世に説明のつかない、申しわけのないことをしてしまうことにもなるのではないかと、そういうふうにも考えておりますので、どうかこれから先の20年、30年、あるいは50年先の地域の反映というものを頭のどこかに置きながら、難しい問題を背負いつつも処理をしていくということが必要なことではないだろうか、このように考えておりますことを申し上げさせていただきます。

それと、もう1点なんですけれども、何度も申し上げておりますが、議会の皆様方いろんなことお諮りをしながらしておりますし、それ以前に、私は市民の負託を市長選挙によって受けて、この場に立たせていただいているものでございます。したがって、昨年の市長選挙におきましても、県央部における足腰の強い都市が必要であるということ、

その実現に向かって努力するというを私は明確にお伝えをしておりました。それによって、私は今この席をお与えいただいているわけでございます。

そういう私の立場とすれば、当然のことでございますが、市民の多数が反対されるものをあえて強行するというようなことはあり得ないことだと、そのように思っていたかと思いますが、そのようなことのないように、いろいろな事柄をしっかりと市民に御説明をし、御理解をいただく努力を最大限尽くしていく。その中には議会の皆様方のとうとい御意思も十分参考にさせていただくことを申し添えさせていただきます。

議長（中司 実君） 5番。

5番（山本 久江君） もう1点市長にお伺いしたいんですが、合併を進めることで目的といいますか、それが午前中の質問でも言われましたけれども、都市間競争から地域間競争になってきて、それに打ち勝っていくために合併が必要だと、こういう御答弁を繰り返されました。具体的に地域間競争に打ち勝つということはどういうことを指しておられるのか。このあたりもリアルに御答弁いただきたいと思います。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 地域間競争に勝つことよりも、地域間競争に負けないことをまず考えなくてはならないというふうに私は思っております。

都市間競争というのは言うまでもございせんが、徳山市、あるいは防府市、あるいは山口市、あるいは宇部市というような形が考えられると思いますけれども、地域ということになりますと、4月21日に合併をいたしますが、周南地域、あるいは県央地域、あるいは宇部地域というような形の地域も考えられますし、あるいは山口県、そして福岡県、あるいは広島県というふうな大きな区域も入り込んでくるであろうというふうに考えるわけでありませう。

そういう考え方の上で、地域間競争に打ち勝つというよりも、地域間の中に埋没されていってしまうことのないように、よりリアルでより具体的にという御質問でございましたので、お答えさせていただきますが、合併の議論が盛んに行われ出したのは、ここ三、四年ではなかろうかと思っております。

私が市議会で議席を与えていただいております二十二、三年前は合併と言え、もう防府ではタブー視されていたことでもございました。私は当時地域間競争よりも先に行政改革の観点から合併をしていかななくてはならないということを、この議会で、この議場で御質問を当時の市長さんにさせていただいたことがございます。その段階では地域間競争ということよりも、防府市が単独でしっかり生き残っていくためには、あるいは近隣の徳地町、あるいは秋穂町、あるいは山口市等々が力を合わせて広域行政を実現していくために

は、合併が必要ではないかということをお訴えたわけでございますし、私の持論であったわけでございます。

それから約20年が経過してまいりました中で、周南市、当初は人口20万を越えると、こういうふうなことが言われておりました。あるいは4市3町とか言われていた時期もあるわけでございますが、結果的には2市2町、15万7,000人という形でお隣に周南市が誕生するわけでございます。それから、当時からずっとでしたけれども、小郡町と山口市の合体、合併の話も長年の懸案問題として浮上しておりました。

そういう状況の中で、小郡、あるいは山口、あるいは秋穂、阿知須という形の1つの地域が合併という形になっていったとしますと、我が防府市はその地域間の中であって、埋没してしまうおそれがある。そのおそれを未然に防ぎ、そして同時に将来、道を開いていくためには、県央の一角という地の利を生かしつつ、あるいは清流佐波川、温暖な気候、良好な港湾等々を有する防府市の地形等々からして、県央部の中における確固たる一角を占めることが可能である、そういう考え方のもとにいるわけございまして、よりリアルにより具体的にということでございますので、私の夢を語らせていただきましたが、御理解いただきますようお願い申し上げます。

議長（中司 実君） 5番。

5番（山本 久江君） 長い御答弁いただきましたけれども、本当に私、理解できないんです、正直申し上げて。今後法定協で具体的な問題、検討されるということなので、その情報をぜひ市民の皆さんに積極的に情報提供いただいて、そして市民が判断できる材料を公正に提供していただくように、これはお願いをしておきます。

一応、合併問題は終わりです。

議長（中司 実君） 以上で、2市4町の合併についてを終わります。

次に、就学援助制度について御答弁を願います。教育長。

〔教育長 岡田 利雄君 登壇〕

教育長（岡田 利雄君） 就学援助制度についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のように、就学援助制度は就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律に基づき、義務教育過程に在籍するお子さんをお持ちになっている保護者の申請により行っている事業でございます。

補助金交付対象者は世帯の所得により判断しますが、現在、本市では国が示しております特殊教育就学奨励費の需要額策定額の1.3倍未満としております。議員の御質問では、これを1.5倍に引き上げられないかということでございますが、本市の平成14年度の就学援助者数を見ますと、小学校では1,397人、率にしますと20%になります。ま

た中学校では581人、率にしますと16%になります。国が要綱に定めております趣旨を尊重し、就学援助費の認定基準につきましては、現行制度で運用を続けたいと思っております。

母子家庭につきましては、現在、児童手当法に基づく児童扶養手当の支給を受けている保護者には所得制限をしておりません。父子家庭と体に障害のある子どもを養育する保護者に対しての認定基準は、現行制度で運用を続けたいと思っております。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、国の補助金でございますが、費用負担は国と地方公共団体がそれぞれ2分の1ずつとなっておりますが、本市における平成14年度決算見込みでは、支出額は約1億1,800万円で、本来ならば国の負担額は約5,900万円となりますが、国は約1,100万円しか負担しませんので、差額の4,800万円強を市が国の肩がわりをすることになります。負担割合にしますと、国が1、市が9となります。また就学援助費の申請は近年の社会情勢にかんがみ、増加する傾向にあり、市の超過負担額は増加すると思われま。法律どおりに補助金が交付されるよう、機会あるごとに国に要望したいと思います。

最後に、突然何らかの理由で保護者の方に収入がなくなったときに、どんな対応をしているかとのことでございますが、さまざまなケースが想定され、一概には申されませんが、本市におきましては、保護者なり学校長等からの申し出により、個々の状況を総合的に判断し、必要であれば給付を行っております。

議長（中司 実君） 5番。

5番（山本 久江君） まずお尋ねしたいことは、認定率の問題ですけれども、小学校、中学校それぞれこの3年間、どういう推移をしてきたのか、そのあたりを御答弁お願いいたします。

議長（中司 実君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） お答え申し上げます。

この3年間でございますね。小学校、中学校の順番でまいります。小学校12年度が17.18、13年度が18.78、本年度が20.15。続きまして、中学校が12年度が14.24、13年度が15.43、本年度が15.96でございます。

議長（中司 実君） 5番。

5番（山本 久江君） 小学校、中学校とも就学援助制度を利用する家庭が本当にふえてきております。この制度があるから、本当に助かっているという保護者の声をよく聞きます。宇部市や光市などでは生活保護基準の1.5倍と、さらに対象枠を広げて、喜ばれているわけですけれども、なかなか難しいという御答弁でございましたけれども、ぜひ今

後検討をしていただきたいということを強く要望をさせていただきます。

それから、国が2分の1責任を持つとっておりますけれども、防府市の場合は、この3年間の補助率はどのように変わってきたでしょうか。先ほど14年度は見込みで9.34というお話でしたけれども、この3年間の推移、お願いいたします。

議長（中司 実君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） お答えいたします。

これも平成12年度から順番に申し上げます。対象は学用品、医療費、給食費でございますが、平成12年度が11.80、13年度が10.39、14年度が9.34でございます。

議長（中司 実君） 5番。

5番（山本 久江君） 御答弁いただきましたとおり、年々国の補助率は下がってきて、本当に市の持ち出しがふえております。全国平均、あるいは山口県の平均よりもさらに防府市の場合は下回っている状況ということで、市として国へ要望するという御回答をいただきましたので、ぜひお願いをしたいというふうに思います。

それから、不況下に対応した緊急措置をも必要だということを述べさせていただきましたけれども、現在もそういう状況に対しては努力がされているという御回答でしたが、しかしそうしたことを知らずに悩んでおられる家庭も多い状況でございます。ぜひこうした柔軟な対応もできるのだということを保護者に知っていただく努力を、教育委員会としてしていただきたいということをお願いをしておきます。

就学援助制度、新年度の申し込みも始まってまいりますけれども、この制度がさらに充実をされることを期待をいたしまして、この項につきましては本当に時間がございませんので終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（中司 実君） 以上で、就学援助制度について終わります。

次に、高齢者医療について答弁をお願いいたします。生活環境部長。

生活環境部長（戸幡 昭彦君） 第1点目の高齢者等の窓口負担、償還手続についてお答えをいたします。

昨年10月の健康保険法等の改正に伴いまして、老人保健制度におきましては、老人医療の受給対象年齢が70歳以上から段階的に75歳以上に引き上げられたわけでございます。それに伴いまして、それまでの外来、入院の月額上限、外来の診療所での定額制が廃止され、窓口で支払う一部負担金につきましては、外来、入院とも医療費の1割、一定以上の所得者については2割とされたことに伴いまして、新たに自己負担限度額が設定されたところでございます。

これにより、自己負担限度額を超えた場合は、高額医療費として払い戻されることになりましたことは御案内のとおりでございます。

その申請手続についてでございますけれども、老人医療の高額療養費の申請につきましては、1回、領収書等の添付は不要など、申請手続は極めて簡易になっております。これは高額医療の対象者が高齢者であることから、事務的な負担が過重なものとならないような特例的な措置が設けられたものでございます。

そこで、議員さんお申し出の老人医療受給対象でない70歳以上の前期高齢者の方につきましても、老人医療受給者と同じ取り扱いにできないか、県内の状況を調査し、検討してみたいというふうに考えております。

また、支給に要する期間でございますけれども、高額医療費の支給につきましては、審査支払い機関による審査の後、2カ月後に高額医療費の算定データが送付されてまいります。その後に支払い手続を行いますことから、支給まで通常3カ月程度を要しますことを御理解いただきたいと思います。

次に、外来の窓口での支払いを限度額まで済むような状況はつくれないものかということでございますが、昨年の10月の制度改正によりまして、外来については一たん医療費を支払い、高額になった場合については、償還払いにする方法に改正されたものでございますので、議員さんお申し出のようにすることは困難と思われま。

2点目の高齢者医療費の負担の軽減を求めることについて、国への要望につきましては、現在の制度の簡素化を含めまして、県内各市と連携をとりながら、市長会等を通じて要望するよう今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中司 実君） 5番。

5番（山本 久江君） 1点だけお尋ねをしたいと思います。医療費の月当たりの上限額を越える償還手続の必要な方々への通知、これは70歳以上で月々何件くらいあるのか、お尋ねをいたします。まだ制度自体始まったばかりでございますし、少ないかとは思いますが、御答弁いただきたいと思います。

議長（中司 実君） 生活環境部長。

生活環境部長（戸幡 昭彦君） 周知等につきましては、市広報、または国保だより等を通じて周知しているところでございます。それで昨年10月1日以降に70歳になられた前期高齢者の方は2月1日現在で395人おるわけでございますけれども、高額医療費の対象となられた方は9名いらっしゃいます。

以上でございます。

議長（中司 実君） 5番。

5番（山本 久江君） 今後この数もふえていくと思いますが、厚生労働省が示した手続の簡素化案というのは、壇上でも申し上げましたように、75歳以上の老人が対象となっているために、同じ70から74歳までの方との手続が違うわけですね。これは本当に矛盾だというふうに思います。市民にとっては大変わかりにくい。この点について、御回答では検討してみたいという前向きな御回答がありましたので、ぜひよろしくお願いをしたいというふうに思います。

それから、本当は高齢者の場合も、全額一たん払わなくて、限度額まで払うことで済めば、それが一番いい方法だというふうに思うんですね。それで北海道の夕張市の例を出したわけですが、なかなか困難であるという御回答でございましたが、ぜひ全くだめだというふうなあれではなくて、今後検討していくように努力をしていただきたいと、これも要望させていただきます。

それから、高齢者の医療費負担軽減を求める国への要望でございますけれども、これは市長会等を通じて行っていくということでございました。先日山口県保険医協会と議員との懇談がございまして、私もその席に同席させていただいたんですけれども、この会がアンケートをとっておられまして、本当に私はびっくりいたしました。

そのアンケートによりますと、少し壇上でも申し上げましたけれども、市内の医療機関でも在宅酸素療法、経済的な負担を理由に中止された方々があるんですね。お1人じゃないんです。それは、これまで月2回で1,700円の医療費だったのが1万円前後まで上がって、治療中断を余儀なくされた方々です。呼吸器障害の方というのは全国で今約20万人ぐらいいらっしゃるそうです。潜在患者というのは500万人とも言われておりますけれども、防府市内に限らず、この全国で治療中断の例がありまして、亡くなった方もあるというふうに報道されております。

ぜひこの深刻な状況を生み出していることを踏まえて、国に対し、強く要望を上げていただきたい、このことをお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（中司 実君） 以上で、5番議員の質問を終わります。

---

議長（中司 実君） 次は、16番、木村議員。

〔16番 木村 一彦君 登壇〕

16番（木村 一彦君） 日本共産党の木村一彦でございます。通告に従って質問いたしますので、執行部におかれましては、簡潔明瞭な御答弁をお願いいたします。

まず初めに、新年度予算についてお尋ねいたします。平成15年度当初予算は前年度比5.1%減の378億2,900万円で、市税収入の落ち込みなどを反映した緊縮型予算となっております。長引く不況と企業倒産、失業などの中で個人所得は落ち込み、企業収益も一部の大企業を除いて悪化しております。収入源と先行きの不安から、国民の消費はとことんまで冷え込み、これが今日の不況の最大原因となっております。

国民の懐を暖め、消費を回復することが今最も求められておりますのに、政府は新年度からサラリーマンの医療費自己負担を3割にするなど、年金医療などの社会保障制度をさらに改悪して、結果として将来不安を一層増大させております。これでは景気回復どころか、消費を一層冷え込ませ、不況を泥沼化するだけであります。まさに今日本経済は出口の見えない、暗くて長い迷路に入り込んでいるように思えてなりません。このようなときであるだけに、市は市民の暮らしを守る防波堤として持てる力のすべてを発揮して、市民の暮らしを応援する市政を行わなければならないと考えます。

そこでお尋ねいたします。新年度予算の編成に当たっての基本的な考え方はどのようなものでありましょうか。また、予算全体の特徴はどういうものでありましょうか。さらに今後の中長期的財政見通しはどんなものでありましょうか。お答えを願いたいと思います。

次の質問は、今後のまちづくりについてであります。市は現在、平成13年度を初年度とし、平成22年度を目標年次とする10カ年計画であります第三次防府市総合計画、これに基づいてまちづくりを進めております。これは平成元年から平成12年にかけての防府市新総合計画に続く総合計画でありまして、国の21世紀の国土のグランドデザイン及び山口県のやまぐち未来デザイン21に呼応して、21世紀初頭を展望した総合的かつ計画的な行政運営の指針であり、防府市の最上位計画となるものと位置づけられております。いわばまちづくりのバイブルと言ってもいいようなものであります。

そこで、「“元気”が織りなす大好きなふるさと防府～21世紀にはばたく美しい中核都市を目指して～」が、これがこの計画のメインテーマでありまして、防府市が目指すべき姿、基本目標とされております。なお、この計画は前期、後期と分かれておりまして、その前期計画が平成17年度までとなっております。今議会での施政方針演説でも、市長はこの元気という言葉キーワードとする5つ施策の大綱に沿って施政方針を述べておられるところであります。

そこで、今後の長期的なまちづくりの観点から、以下の点についてお尋ねいたします。

第1に、第三次総合計画に基づくまちづくりを全体として眺め渡した場合に、その実現は現在どの程度進んでいると考えておられるんでしょうか。また、その最終的な達成の見通しはどうでしょうか。

第2に、2市4町の合併とこの第三次総合計画に基づくまちづくりはどのように関連し、整合すると考えておられるのでしょうか。

第3に、市長は平成17年3月までのできるだけ早い時期の合併を目指すと、たびたび言明しておられます。これはかなりの強行軍と客観的には見えるわけではありますが、この期限内の合併をなぜあえて推進しようとしているのか。午前中の同僚議員の質問にもありましたが、改めてその理由をお聞かせいただきたいと思います。

第4に、いよいよ法定合併協議会がスタートしたわけではありますが、言うまでもなく、この法定合併協議会での協議の内容は、今後の防府のまちづくりを決定的に左右いたします。新市の名称や庁舎の位置など、これもまた本日の同僚議員の一般質問でもありましたけれども、しかし今もって市長の基本姿勢は不明確であります。これらがどうなるかは市民にとって死活的な重要性を持ちます。この点について、改めて法定合併協議会に臨む市長の姿勢を伺いたいと思います。

第5に、これも同僚議員の一般質問にありました。議会が必要とお考えになるのであれば、住民投票もやぶさかではない、この旨の答弁をされております。また、一方で小郡町長が住民の6割以上の賛成がなければ、法定協を離脱することもあり得る、こういう旨の発言もしておられます。防府市長、松浦市長としては、こういう住民合意の形成の目安、どの程度の賛成があれば、これを自信を持って推進していこうと考えておられるのか、具体的なパーセンテージその他でお答えを願いたいと思います。以上、まちづくりと合併についての答弁をお願いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

議長（中司 実君） 16番、木村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは今後のまちづくりについての御質問にお答えします。

まず、第三次防府市総合計画に基づくまちづくりについての御質問ですが、御承知のとおり、第三次防府市総合計画は平成22年度を目標年次とした防府市の将来像を示すもので、本市の最上位計画となるものでございます。事業実施に当たっては、毎年度の予算編成の指針となる実施計画を定めて実施しております。

次に、総合計画と合併によるまちづくりとの整合性についてでございますが、今後2市4町の法定合併協議会では新市の一体的なまちづくりのための新市建設計画を策定することになりますので、この場で防府市にとって重要なまちづくりの課題等についてお示するとともに、第三次防府市総合計画を反映した協議を進めてまいりたいと考えております。

なお、急いで合併しなければならない理由は何かとの御質問につきましては、まず現在

の地方行政を取り巻く環境の変化が挙げられると思います。地方分権の推進や住民の日常生活圏の拡大への対応、また高度化・多様化する市民ニーズや少子・高齢化への対応、さらには厳しい財政状況への対応と、地方自治体には将来にわたって未曾有の行政課題が山積しており、この状況を打開するために、今まさに市町村の基礎体力を強化することが求められております。このためには、広域合併による効率的、効果的な行財政運営を確立することが最も有効な手段と考えており、合併の検討は避けて通れない重要な課題であると認識しております。

次に、法定合併協議会に臨む基本姿勢についてですが、法定合併協議会には関係市町から、それぞれ9名ずつの委員が選出され、お互い対等な立場で今後のまちづくりについて協議することになります。基本的には、新市の一体的なまちづくりについて、お互いに大所高所からの立場から協議することが望ましいと考えており、この中で30年先、50年先を見据えた将来のまちづくりについて、総合的な観点から判断していくことが重要であると認識しております。

しかしながら、新市の名称や、庁舎の位置、さらにはサービスや負担等の調整につきましては、住民生活に直接かかわる重要な問題でありますので、納得できるまで十分な協議を尽くしてまいり所存でございます。

最後に住民合意の形成につきましては、これまで市広報やホームページへの情報掲載、市政懇談会や出前講座の開催など、さまざまな機会をとらえて、情報の提供に努めておりますが、今後法定合併協議会での協議内容につきましても、幅広くお知らせするとともに、時期を見て住民説明会やアンケート等を行うことにより、住民の合意形成に向けた取り組みを行ってまいりたいと考えております。

なお、住民投票の実施につきましては、何度も申し上げておりますように、合意形成の手段として、住民投票が必要であると判断すれば、議会の皆様にお諮りして、実施してまいりたいと考えております。

残余の御質問につきましては、担当部長より答弁いたします。

議長（中司 実君） 16番。

16番（木村 一彦君） まずこの防府市のまちづくりの最高の指針である第三次防府市総合計画、それと今回の合併との関連、整合性といいますか、その辺の質問に対しての御答弁を今いただきました。要はこの第三次総合計画に盛り込まれた防府市のこれからの展望を2市4町の法定合併協議会の場で強く反映させていくために頑張る、こういう御答弁だったように思います。

それで、この総合計画を見てみますと、この中に基本計画として土地利用計画というの

がございます。この土地利用計画は、御承知のように昭和46年に市街化区域及び市街化調整区域を決定し、以来3回の改定を経まして、今日に至っている。これは無秩序な市街化を防止して、計画的な市街地形成を図るためだということで、国の指導で始められたわけであります。

言うまでもありませんが、市街化区域においては、計画的で効率的な土地利用が図られるような、面的な都市基盤整備を推進する。そして、都市機能の向上と土地の有効利用を促進する。こういうことになっておりますし、また市街化調整区域においては、優良な農地として保全すべき区域、災害防止上保全すべき区域及び自然環境形成上保全すべき区域は必要な施設を整備し、保護・保全に努める、また農用地や林野などの多目的への転換や開発行為は、地域に及ぼす影響や緑地保全のため、都市計画法や農業振興地域の整備に関する法律などの関係法令に基づいた適正な規制により、調和のとれた土地利用を促進する、こういうふうになっているわけであります。これは第三次総合計画の中の土地利用計画ということであります。

ところが、御承知のように、こういう市街化区域と市街化調整区域を持っているのは2市4町の中では防府市だけ。お隣の山口市もこういうものはありません。そういう点で、市長としては防府のまちづくり、骨の1つになっている土地利用計画について、法定協でどのような主張をされていくのか。これは市民も大変関心を持った問題であります。ぜひ、その辺についてお答えを願いたいと思います。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 土地利用計画、なかんずく線引きの問題についての御質問でございますが、まさにこの問題は合併協議会の中における都市計画の部分において、重要な討議課題になるであろうと、そのように考えております。

県御当局の御意見等もちょうだいしながら、防府市の立場、今日まで30年間にわたってきちっとそういう土地利用計画を立ててきた防府市の立場をしっかりと説明し、理解を求めながら同一步調をとっていただくように強く要望をしていきたい、そのように私は考えております。

議長（中司 実君） 16番。

16番（木村 一彦君） 市長の御答弁は言いかえれば、防府市の立場を強く主張して、他の市や町、同調していただくように頑張っていきたい、こういうふうに大要、受け取ってよろしゅうございますか。もう一度確認です。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 防府市の主張をしっかりと主張してまいりたいと思っております。

議長（中司 実君） 16番。

16番（木村 一彦君） ぜひ、その点で頑張ってもらいたいと思いますが、それから、次に、この第三次総合計画には具体的な施策の柱として「“元気”を生み出すものづくり」というのがあります。さきの施政方針演説でも市長はこの点についても力を入れて言われたわけでありましたが、この中に競争力の高い工業の振興及び未来を開く新たな産業の振興、特に地場産業、こういうものに力を入れていくと、こういうふうになっております。

御承知のように、本市は県内でも工業、製造業の比率は非常に高い。トップクラスにあると言われております。自動車産業を初め、大企業も立地しております。あわせてまた地場産業も古くから根づいております。こういうものを市政としては大いに育て、支援していくと、こういうふうになっております。工業の振興に必要なさまざまな支援や関係機関と連携した技術開発や製品開発を進める。産業、文化の拠点となる施設の誘致を促進する。こういうふうになっております。

それから、地場産業の方では「市内に根づく地場産業のさらなる発展による地域経済の自立と活性化を図るため、地場産業の体質強化と産地の育成に努めるとともに、新しい分野への進出や新たな産業の起業化を支援するなど、内発展開の促進に努めます」、こう決められております。

そこで、これに関連して、先ほど山本議員もちょっと触れましたけれども、事業所税の問題についてお尋ねをしたいと思います。

御承知のように、人口30万以上、中核市となりますと、地方税法の701条43、ほかの法律に基づきまして、新たに事業所税というものが発生してまいります。中身は既にある事業所では資産割として、床面積1,001平米以上の事業所、これに事業所税がかかります。税率は幾らかと言いますと、床面積1平米につき年額600円であります。

それから、床面積だけでなく、既設の事業所には従業者割というものが発生してまいります。これは従業員101人以上の事業所について、税が発生いたします。これはこの従業員は、いわゆる正規の従業員だけでなく、パート、臨時雇い、役員、その他すべて入ります。人件費を払うすべての従業者に対してかかっています。この税率は従業者給与総額の0.25%、100分の25%ですね。これがかかってまいります。

この税金はもうかっている、もうかっていないにかかわらずかかってくる、いわば外形標準課税であります。仮に赤字が出ている事業所でも、これはかかってまいります。一番低い税がかかるということで、例えば床面積101平米、この事業所には幾らかかってくるかと言いますと、年間の税額が60万円です。それから、従業者101人の事業所、この平均給与が1人600万円といたしますと、101人で税額が150万円新たにかか

ってくる。こういう税金ですね。

これは中小企業、零細企業にとってはちょっとこたえる税金であります。まして、今度大きな企業になりますと、これも正確じゃありませんけれども、例えばマツダさんのようなところですね、敷地面積が100万平米ぐらい前後あるというようなところだと、税額は年間6億円ぐらいになります。それから、従業者割でも、マツダの平均給与はどのぐらいかわかりませんが、仮に600万円とした場合でも、4,500万円の税金がかかります。こういう税金が新たに発生してくるわけであります。この点について、市は今検討されているのかどうか、まずお答えを願いたいと思います。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（中村 武則君） 数字的なことにつきましては、今手元に持っておりませんが、試算をしておるようでございますので、後ほど御報告させていただきたいと思います。（「試算はやっているんですか」と呼ぶ者あり）試算をしておるよう聞いておりますので、後ほど数字をお知らせしたいと思います。

議長（中司 実君） 16番。

16番（木村 一彦君） できれば、これは大変重要なことでもありますので、議会全体、議員全体にもわかるように、大体の試算、細かいところはわからないと思いますが、もちろん。いろいろ特例もあるようですから、境界線のところはわからない面もあると思いますが、大体の試算というものをぜひ議会に対して示していただきたい。議長、これはちょっと後でも結構ですから、要望しておきたいと思います。

この問題は、実は有名な話でありまして、静岡市と清水市の合併、静清合併と言われております、静岡の静と清水の清をとって。ここでも大変大きな問題になったことでもあります。静岡と清水の合併で、この事業所税をめぐって、清水市が大変抵抗したわけですね。なぜかと言いますと、静岡市は人口が40万ぐらいですか、それから清水市が23万。対等合併と言っていますけれども、実質的に静岡市による吸収合併だというふうに見られております。

しかしながら、静岡側はいわゆる商都、清水の方は工業都市、こういうことで清水側に事業所が多いんですよ。そして、税額の1社当たりの事業所税の税額平均も静岡側が約230万円なのに対して、清水側は310万円とはるかに大きいんです。これに対して、清水側が税率を引き下げるべきだということで合併協の中でも大変もめてきた問題だそうであります。

これと同じように、例えば今度の2市4町の合併を考えた場合も、我が防府市は先ほど申しましたように、工業中心に非常に事業所が多いところですね。しかし防府市より人口

が多い山口市、ここでは事業所は防府市ほどありません。ですから、当然1事業所が払う税額にも差が出てまいります。防府市側からたくさんの事業所税が入る。新しい市になったら、新市にその新しい税金が入る、こういうことになるわけです。こういう点についても、私はぜひ執行部側の試算と方向、どうなるんだと、この事業所税はということを出してもらいたいと思います。

ちなみに、さっきマツダさんの例を出しましたが、同じく市内の経済の大きな柱になっております他の大企業さんも、これは大変、大体、皆、私の素人計算でも、億を超える新しい事業税をこれらの大企業さん、大きな敷地を持ち、従業員をたくさん抱えておられる事業所は払わなきゃいけないようになるだろうということも、これははっきりしていると思います。この辺についての見解、ぜひ聞かせていただきたいと思います。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 議員が御指摘のように、中核市という形になれば、どのようなことが生じてくるのかということもこれからいろいろ研究をし、判明もしてくることもあろうかと思っておりますので、そういう段階でお知らせをさせていただきたいと、そのように思っております。

議長（中司 実君） 16番。

16番（木村 一彦君） 大変大きな問題ですから、繰り返しますけれども、ぜひ議長さん、議会にきちんと、後日、別の機会でも結構ですから、説明をしていただきたいということをお願いしておきます。

それから、今のテーマでは、先ほど私が壇上で質問しましたことに関連して、市長答弁がございました。なぜ、今急いで合併しなければならないのか、この理由について、市長さんからは環境の大きな変化があるんだ、それはすなわち少子・高齢化であり、地方分権化であり、あるいは厳しい財政状況の問題があるからだ、こういうふうにおっしゃいました。

少子・高齢化とか、地方分権の推進とかいうことは、別にこれは私、今すぐ合併しなければ少子・高齢化に対応できないとか、地方分権に対応できないとかいう問題ではないと思います。少子・高齢化に対する対策を言うならば、もう少し、先ほどから同僚議員からもいろんな一般質問が出ていますが、子育て支援とかそういうものに対してもっと施策を力を入れてやるべきだし、地方分権を言うならば、むしろ地方分権の中心である地方自治の拡充こそ今やるべきだと思いますね。地方から、例えば小さい町村から権限を奪って、自治体の体をなさないようにしようというような西尾私案なるものが花火のように打ち上げられておりますが、こんなことは地方分権と全く逆行するけしからんやり方だと思います。

す。

そこで、最終的には急ぐ理由というのは財政状況、財政が厳しいからだ、ということになるだろうと思うんですね。この点について、繰り返し、他の同僚議員からも質問があるわけですよ。厳しいと言うけれど、合併したらどんなに財政がよくなるのか。それを示してほしい。繰り返し、これはいろんな人が言っているんです。合併したら、どのような形になって、財政が今よりよくなるのか。今よりよくなるというか、財政が強化されるのか。そこをもっとわかりやすく説明してほしい。こういうふうに繰り返し、繰り返しいろんな角度から質問が出ているんですけれども、これに対しての明確な答弁がありません。

また、地域間競争に負けないためとおっしゃいますけれども、地域と地域が競争する、そのためには一緒にならなきゃいけないという理屈だと思うんですけれども、しかし一緒になったがゆえに、財政も悪くなる。私どもはそういうふうに思っているんです。合併したら、かえって財政は悪くなると私は思っています。確信しています。財政も悪くなる、行政サービスも悪くなる、住民の声も届かなくなる。そんな合併をして、住みにくいまちになるよりは、合併しないで住みやすいまちを残していった方が、人はそっちへ流れていきますよ。地域間競争という、何か抽象的な概念を振り回しておられますけれども、私はもっと具体的に事を考えなきゃいけないというふうにも思っておりますが、私ばかり演説してもしょうがありませんので、この辺について、もし御答弁がございましたらお願いをいたしたいと思います。

議長（中司 実君） 16番。

16番（木村 一彦君） 答弁がないようでありますので、次にまいりたいと思います。法定協に臨む市長の基本姿勢についてですが、これも同僚議員が繰り返しているところである形でお尋ねしておりますけれども、確かに市長の言われるのもわからないことはないんですよ。ここで言明して、法定協へ出て行って、相手があることですから、それで責められてはちやかなわんと。こういうのはわかりますよ、確かに。わかりますけれども、防府市民の代表ですから、松浦市長は。だから、防府の市民の利益をどういう形で主張していきたいんだという、そここのところの構えというんでしょうか、それを私どもは知りたいと切実に思っているんですよ。

ただ、今のままだと、これは私の受け取り方が悪いかもしれませんが、2市4町の話し合いでどうなるかわからんと。こういうふうにしかとれないんです。市長は決してそうは思っておられないだろうと思うんですが、そこら辺が伝わるような御答弁をぜひお願いしたい。これはぜひ答弁をお願いしたいと思います。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 何度も申し上げておるとおりでございます。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（中村 武則君） 大変失礼をいたしました。先ほど試算をしておるといふふうにお答えを申し上げましたが、現在、30ありますその1つの分科会の中で、調査に入っております。その中で試算等ができて、公表できる数字ができましたら、順次公表していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中司 実君） 16番。

16番（木村 一彦君） 合併が市民のため、あるいは市の財政のため、こういうことを言われるからには、しかも大体の行政に関心を持つ人は知っていますよ、清水と静岡の合併話で、事業所税がネックになっているなんていう話は有名な話ですから。だから、こういうことについて、まだ全然調べていないというのは、私は本当に納得できませんね。合併をしようと、合併したらこんなによくなる、合併しなきゃならないんだとあれほど強調されるなら、このような問題はせめて事前に調査し、試算をしておくべきだと思いますよ。

こういう点では、本当に誠意が感じられないし、今の市長の最後の答弁でも、私は別に本当に他意なく言っているんですよ、市民の声を代表して。市長はどう思っておられるんだろう、腹の内を少しでも知りたいと。全部が全部言わなくてもいいから、知りたいと思っているんだということを申し上げているんですけども、今みたいな木で鼻をくったような御答弁しかいただけないということで、大変残念です。残念ですが、それが今の合併の実態をあらわしているということで、このテーマについては一応終わらせていただきます。

議長（中司 実君） 以上で、今後のまちづくりについてを終わります。

次に、新年度予算について答弁お願いいたします。財務部長。

財務部長（湯浅 克彦君） 次に、新年度予算についてお答えをいたします。

平成15年度予算編成方針につきましては、先日市長が申し上げたところでございますが、本市の財政状況は御承知のとおり、歳入においては景気の低迷により、昨年にも増して市税収入が大幅に落ち込みを示すなど、厳しい財政状況であります。編成に当たっては、本市の行政改革推進計画に基づき、行政の簡素・効率化に努めつつ、県央部の合併を視野に入れながら、諸事業の整備を重点的かつ効率的に予算編成を行っているものでございます。

次に、今後の中長期見通しにつきましては、昨年6月に中期財政見通し、平成14年度

から平成17年度を発表したところでございますが、平成15年度の中期財政見通しの不足額は12億200万円と推計いたしておりましたが、当初予算では16億9,200万円の不足額を生じております。今後の経済状況を考えますと、市税の伸びは期待できず、極めて厳しい財政運営を余儀なくされることは必至であります。そのため、経費全般について徹底した節減、合理化を図らなければなりません、その一方で行政としての使命であります住民に身近な社会資本整備、福祉施策の充実など、市民にとって暮らしやすいまちづくりを積極的に推進するために、財源の重点配分と経費支出の効率化に徹するとともに、財政の健全性の確保に留意し、節度ある行政運営に努めていかなければならないと思っております。

以上でございます。

議長（中司 実君） 16番。

16番（木村 一彦君） 今、大変厳しい中で努力されていることはよくわかりますが、今のような現在の財政運営、この努力を続ければ、今後、中長期的には防府市の財政は悪くなることはないのだろうか。あるいはよくなる見通しはあるのか、その辺の中長期の見通しについて、お答えを願いたいと思います。

議長（中司 実君） 財務部長。

財務部長（湯浅 克彦君） ただいまの御質問でございますが、現在の財政状況は努力すればよくなるのか、悪くなるのかということでございますが、平成15年度予算を見ればおわかりになるといえますけれども、市税が7億3,000万円と大きく減少しているのが財政状況の悪化の最大の要因になっております。経済情勢において、今後市税の動向が好転すれば、これは当然今よりはよい方向にということになりますけれども、今年度を底の状態として、さらに推移すると考えるならば、今後とも財政体力、財政指標等を見きわめ、経費全般について徹底した経費節減や合理化を図り、このことを実現すれば、財政状況的には悪くはないと思っております。

以上でございます。

議長（中司 実君） 16番。

16番（木村 一彦君） 今のような努力を続ければ、特別大きなマイナス変動がない限りは、悪くはないだろうというお答えをいただいて、少し安心しているところであります。と同時に、財政状況を理由に、とにかく早く合併しなければという財政的な事情、今すぐはないと。中長期的には議論のあるところでありますけれども、ないということも私は今の御答弁から感じるわけであります。

そこで、次の質問ですが、これは常々私、感じてきたことなんですけれども、市の予算

を編成する場合に、国、県の補助メニューをまず探して、そしてそれに市の事業を乗せると。初めに補助メニューありきと言ったら言い過ぎかもしれませんが、そういう発想が従来の行政にはあったのではなかろうか、こういうふうに思います。その辺でどうなのかということ、現在は事業展開するに当たって、どういうふうに考えておられるのかということと、それからもう一つは中長期計画にない大型事業が突如として出てくる可能性があります。

これが大きく財政見通しを狂わすわけですが、例えば最近で言えば、多々良高校の移転に伴う大型事業、約10億近く。こういうものが突発的にとれますか、出てくる。この辺をやはりそれは世の中の出来事ですから、すべてが事前に計画的にわかるということはありませんけれども、こういう形で出てくることをできるだけ抑えてもらわないと、厳しい厳しいと言われている今の財政状況の中ですから、財政運営はうまくいかないと思うんですね。

あえて申し上げれば、この多々良高校移転問題も当初議会には正式には説明、なかった。議会の側からこれはどうなっているんだということで要求して、初めて説明がされるというような状況でした。こういうあり方では、私はまずいと思うんです。こういう中長期にない突然の大型事業の問題、それから初めに補助メニューありきではないかという私の質問に対して、御答弁があればお願いしたいと思います。

議長（中司 実君） 財務部長。

財務部長（湯浅 克彦君） 事業の選択について、初めに補助メニューありきで事業を選択しているのではなかろうかという御質問だと思いますが、このことにつきましては、補助事業、単独事業という選択ではなくて、あくまでも住民ニーズに立った事業選択ということでございます。

また事業が決定すれば、これは当然担当部署には、補助事業メニューに乗れるように努力をお願いするということでございます。

以上です。

議長（中司 実君） 財務部長。

財務部長（湯浅 克彦君） 中長期見通しの中で、計画のない事業が突然ということでございますが、例を挙げられまして、学校の移転の問題と言われましたけれども、これはあくまでも実施計画に基づいたものを参考にしておりまして、この学校移転の件につきましては、中期見通しの中には14年度、15年度合わせまして9億円程度織り込んでおります。

いずれにいたしましても、突然出てくるような事業ということでなくして、実施計画に

基づいた中での中期見通しを立てていかなければならないと思っているところでございます。

以上でございます。

議長（中司 実君） 16番。

16番（木村 一彦君） 今の多々良高校移転問題は予算に乗っていたとおっしゃいますけれども、これはあえて言いますが、中長期計画ではない計画でしたので、改めて強調して確認しておきたいと思います。

この項の最後になりますが、これは要望になりますが、ぜひ聞いていただきたいと思えます。この新年度の予算編成に当たっては、税収も落ちているので、できるだけ節減に努め、予算の重点配分に努めるということで乗りきろうということが言われております。全体としてはそのとおりだと思いますけれども、一方で、これは国の制度改正が大きく影響しているんですけれども、国民健康保険とか介護保険とか、老人の医療費の問題とか、その他が、結果として市民負担、住民負担が新年度でも非常にふえております。増大しております。暮らし向きがより一層苦しくなるということは、もう避けられない状況ですね。

そういう意味では、住民の福祉の向上を図るとというのが地方自治の本旨と言われております。本来の趣旨だと言われております。そういう点からしても、こういう住民負担がふえることを極力抑えるための予算編成、ぜひやっていただきたいと思えます。その上では、私、かねがね主張しておりますけれども、不要不急の大型事業、これを思い切って見直す、このことが今最も必要とされているんじゃないかならうかと思えます。

議論のあるところだと思いますけれども、私は例えば34億円の市費をつぎ込む駅北再開発ビルの建設とか、今、申しました多々良高校移転に伴う基盤整備や駅の新設、9億3,000万円、また庁舎の建設基金をこれから30億積み立てるということをこの議会でも言明されましたけれども、合併が走り出している中で、果たしてこんなものが要るのだろうか。先ほどの同僚議員の一般質問でも、今ある庁舎を使って、分散型にしたらどうかというようなニュアンスも市長の方からは言われたわけですし、改めて30億、40億というような金を積み立てる必要があるのだろうかということも思えます。

それから、いろいろありますけれども、例えば三田尻中関港の港湾建設、これは県事業ですけれども、この県事業の負担金がさきの本会議でもお尋ねしましたように、毎年1億5,000万円以上、過去さかのぼれば10数億のお金がつぎ込まれております。これは市長の施政方針にもありますけれども、第9次の港湾整備7カ年計画、これに基づいて、今、三田尻中関港が整備されているんですが、この国が決めた港湾整備計画は過大な需要見通しに立っているんですよ。実際にはそれだけの利用がないのに、港湾をどんどんつく

っている。

例えばここに表がありますけれども、下関港、これは実際の需要見通しよりも54.9%しか使われていない。三田尻中関港はもっと低くて、国の立てた需要見通しの40%しか利用されていない。それなのに、これに毎年国のお金、県費が何億とつぎ込まれている。それだけならいいんですけれども、防府市がそれにつき合わされて1億5,000万円ぐらい負担金を払っている。私はこういうものも思い切って見直していく必要があるんじゃないだろうか。

それにもう一つ、やっぱり先般から本会議でも議論になっております索道事業などの特別会計の、この際抜本的な見直し、こういうものも今厳しい厳しいと言われているんですから、やるべきだと。これらを徹底してやっていけば、私はもっと市民の福祉や教育に使うお金、あるいは市民負担を軽減するお金、これだけ厳しい暮らしですから、少しでも防府市に住んでいたら、市がかばってくれると、助けてくれるというようなところに使うお金は出てくるというふうに思います。そういう点で予算編成の考え方をぜひ抜本的に改めていただくように強く要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

議長（中司 実君） 以上で、16番議員の質問を終わります。

---

議長（中司 実君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

午後 2時50分 延会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成15年3月10日

防府市議会議長 中 司 実

防府市議会議員 広 石 聖

防府市議会議員 久 保 玄 爾